

# マイクロソフト 製品使用権説明書

## 目次

目次 .....	2
2003 年 2 月版での変更点 .....	7
概要 .....	8
アプリケーション製品の使用条件 .....	8
システム製品の使用条件 .....	9
サーバー製品の使用条件 .....	10
開発ツール製品の使用条件 .....	11
定義および共通の使用条件 .....	12
. 定義 .....	12
. 共通の使用条件 .....	12
A. プレリリースコード .....	12
B. アップデートおよび追加物 .....	12
C. アプリケーションの共有 .....	12
D. リモート アシスタンス (Remote Assistance) .....	12
E. 音声・手書き文字認識 .....	12
F. データ使用に関する承諾 .....	12
G. 第三者のサイトへのリンク .....	13
H. マルチプレキシング(多重化)またはプーリングの禁止 .....	13
I. 商業的ホスティングの禁止 .....	13
J. 再頒布可能コンポーネントの無保証 .....	13
K. ボリュームライセンス プロダクトキー .....	13
L. 解除 .....	13
M. 権利の留保 .....	13

Microsoft アプリケーション製品 .....	13
. 共通の条件 .....	13
A. 一般条項 .....	13
B. メディア要素 .....	13
C. SharePoint Team Services .....	14
D. Office Resource Kit および PowerPoint Viewer .....	14
E. Office Web Component .....	14
. 例外規定 .....	14
A. Encarta Deluxe 2003 および Encarta Reference Library 2003 .....	14
B. Encarta Online Deluxe .....	14
C. FrontPage* .....	15
D. Map Point、Streets & Trips および AutoRoute .....	15
E. Multilingual User Interface (MUI) (旧 Multi-Language Pack) .....	15
F. Press Step by Step Courseware .....	15
G. Project 2000 および Windows Media Producer 1.0 .....	15
H. Project Central .....	16
I. Visio 2002 (Standard および Professional Edition ならびに Visio Enterprise Network Tools) .....	16
J. Work at Home .....	16
K. Works .....	16
Microsoft システム製品 .....	16
. 共通の条件 .....	16
A. インストールおよび使用 .....	16
B. Volume License Product Key の認証 .....	17
C. デバイスの接続 .....	17
D. MultiLanguage Version .....	17
II. 例外規定 .....	17

A. Windows XP Professional .....	17
Microsoft サーバー製品.....	18
. 定義と共通の条件.....	18
A. 定義.....	18
B. CAL (その他のアクセス ライセンスを含む) の条件 .....	18
C. ベンチマーク テスト.....	19
D. その他のライセンス.....	19
E. その他の共通の使用条件 .....	19
. 各製品ごとの使用条件 .....	19
A. Application Center 2000.....	19
BizTalk Accelerator for Financial Services 1.0 Standard Edition.....	19
BizTalk Accelerator for Financial Services 1.0 Enterprise Edition.....	19
BizTalk Accelerator for HIPAA 1.0.....	19
BizTalk Accelerator for HIPAA 2.0 Enterprise Edition .....	19
BizTalk Accelerator for RosettaNet 1.1 Standard Edition.....	19
BizTalk Accelerator for RosettaNet 1.1 Enterprise Edition.....	19
BizTalk Accelerator for RosettaNet 2.0 Standard Edition.....	19
BizTalk Accelerator for RosettaNet 2.0 Enterprise Edition.....	19
BizTalk Accelerator for Suppliers 1.0 .....	19
BizTalk Accelerator for MQSeries 1.0 Enterprise Edition .....	19
BizTalk Adapter for SAP 1.0 .....	19
BizTalk Server 2000 Standard Edition .....	19
BizTalk Server 2000 Enterprise Edition .....	19
BizTalk Server 2002 Standard Edition .....	19
BizTalk Server 2002 Enterprise Edition .....	19
Commerce Server 2000.....	20

Commerce Server 2002 Standard Edition.....	20
Commerce Server 2002 Enterprise Edition .....	20
Content Management Server 2001 .....	20
Content Management Server 2002 Enterprise Edition.....	20
Host Integration Server 2000 (「HIS」) .....	20
Internet Security and Acceleration Server 2000 (「ISA」) .....	20
B. BackOffice 2000 Server .....	21
C. Small Business Server 2000 (「SBS 2000」) .....	22
D Class Server 2.0 .....	22
E. Core CAL.....	23
F. Exchange 2000 Server および Exchange 2000 Conferencing Server** .....	23
G. Mobile Information Server Enterprise Edition 1.0、Mobile Information Server 2002 および Mobile Information Server 2002 ActiveSync Edition.....	24
H. Operations Manager 2000.....	24
I. Project Server 2002 .....	25
J. Services for NetWare .....	26
K. SharePoint Portal Server 2001 .....	26
L. SQL Server 2000 および SQL Server 2000 ランタイム*** (以下「SQL 2000 ランタイム」といいます).....	26
M. System Management Server 2.0 ([SMS]) .....	27
N. TechNet Plus .....	28
O. Windows 2000 Server および Windows 2000 Advanced Server* .....	29
P. Windows NT 4.0 Server .....	30
2. Windows NT CAL の使用権.....	31
Q. Services for UNIX 3.0.....	31
Microsoft 開発ツール製品.....	32
I. この条項(第 1 条)は、以下の製品に適用されます。 .....	32
A. ライセンスの許諾.....	32

B. 再頒布可能コードライセンスの許諾.....	35
C. 再頒布の条件およびライセンスの制限.....	35
D. 特定の本ソフトウェアに適用されるその他の権利と制限.....	36
E. Microsoft Developer Network サブスクリプション(「MSDN」).....	36
F. MSDN 以外でライセンスされた MOD に関する追加の権利と制限.....	37
II. MapPoint 2002 Runtime Version.....	37
A. インストールおよび使用.....	37
III. TechNet Plus.....	38

≫ この印の部分に、各項目についての説明を記載しています。

## 2003 年 2 月版での変更点

2002 年 10 月版と、今回の 2003 年 2 月版とを比較すると、以下の点に変更されています。

- **Encarta Class Server 1.0:** この製品は、マイクロソフト ボリューム ライセンス プログラムでの取扱いが終了したため、この製品に関する条項を削除しました。
- **MMS:** MMS に関する条項を追加しました。「サーバー製品」の章にある「MMS」の部分をご覧ください。
- **Visual Studio .NET 2003:** Visual Studio .NET 2003 に関する条項を追加しました。「開発ツール製品」の章をご覧ください。
- **TechNet:** TechNet Plus のライセンス形態が、「サーバー/CAL」モデルから「プロセッサ毎 (Per Processor)」モデルへと変更になり、シングル ユーザー ライセンス モデルが追加されました。「サーバー製品」の章の「TechNet Plus」の部分と、「開発ツール製品」の章の「TechNet Plus」の部分をご覧ください。「サーバー/CAL」モデルでのライセンスを発注されたお客様は、2002 年 10 月版の製品使用権説明書に記載された使用条件が適用されますので、そちらをご覧ください。2002 年 10 月版をお持ちでない場合はお客様のラージアカウンタビリティまたは弊社担当営業にご連絡ください。
- **MSDN:** MSDN で使用できる、ライブラリ、デスクトップ オペレーティング システム、デスクトップ アプリケーション、開発ツールコンポーネントのコピー数を 10 コピーまでと制限していましたが、この制限がなくなりました。今後は何コピーでもお使いいただけます。「開発ツール製品」の章の「MSDN」の部分をご覧ください。

## 概要

- ≫ 弊社のさまざまなライセンス形態をご理解いただくために、以下に概要を記載しました。特定の製品のライセンスがどのような場合に必要になるか、各製品はどのような条件で使うことができるか、といった詳細については、概要の後に掲載した「共通の使用権および制限」以下の部分をご参照ください。本書と、該当するライセンス契約書をよくお読みになり、契約書に記載された条件で各製品をご使用いただくようお願いいたします。以下の概要と、本書の「共通の使用権および制限」以下の部分またはライセンス契約書の条項に一致しない点があった場合、概要でなくそれぞれの条項が適用されます。

### アプリケーション製品の使用条件

- ≫ 以下の表は、アプリケーション製品群に入る製品の一般的な使用条件をまとめたものです。各行が製品名、各列が使用条件を表しています。各製品にそれぞれ、「yes」と書かれた条件があてはまり、「no」と書かれた条件はあてはまりません。この表は使用条件の全てを完全に記載したものではありませんので、詳細については各製品の使用条件のページでご確認ください。

	デバイス毎 (Per Device) のライセンスですか? (1)	ユーザー毎 (Per User) のライセンスですか? (2)	2 つ目のコピーを2 台目の携帯用デバイスにインストールできますか?	Work-at-home ライセンスがありますか?	Multi-language ライセンスがありますか?
Access	yes	no	yes	no	no
Creative Writer	yes	no	yes	no	no
Data Analyzer	yes	no	yes	no	no
Encarta	yes	no	yes	no	no
Excel	yes	no	yes	no	no
FrontPage	yes	no	yes	no	no
Magic School Bus	yes	no	yes	no	no
MapPoint	yes	no	yes	no	no
Office	yes	no	yes	yes	yes
Outlook	yes	no	yes	no	no
PowerPoint	yes	no	yes	no	no
Press	yes	no	yes	no	no
Press Courseware	no	yes	yes	no	no
Project	yes	no	yes	no	yes
Proofing Tools	yes	no	yes	no	no
Publisher	yes	no	yes	no	no
Visio	yes	no	yes	no	no
Word	yes	no	yes	no	no
Works	yes	no	yes	no	no

(1) デバイス毎 (Per Device) のライセンスとは、1 ライセンスで 1 台のデバイスにソフトウェアをインストールできるライセンスです。(使用できる人には制限がある場合もあります。各製品の使用条件でご確認ください。)

(2) ユーザー毎 (Per User) のライセンスとは、1 ライセンスで一人のユーザーが複数のデバイスにソフトウェアをインストールして使用することができるライセンスです。

## システム製品の使用条件

- 》以下の表は、システム製品群に入る製品の一般的な使用条件をまとめたものです。各行が製品名、各列が使用条件を表しています。各製品にそれぞれ、「yes」と書かれた条件があてはまり、「no」と書かれた条件はあてはまりません。この表は使用条件の全てを完全に記載したものではありませんので、詳細については各製品の使用条件のページでご確認ください。

	デバイス毎 (Per Device) のライセンスで すか？	リモート デスク トップ テクノロ ジーがライセン スに含まれて いますか？	リモート アシス タンス テクノロ ジーがライセン スに含まれて いますか？	NetMeeting テ クノロジーがラ イセンスに含ま れて います か？	複数のデバイ スからアクセス してファイル/プ リントできます か？	Multi- language ライ センスがあり ますか？
Windows XP Professional	yes (1)	yes	yes	yes	yes (上限 10)	yes

1: ボリュームライセンス プログラムでは、Windows デスクトップ オペレーティング システムはアップグレード ライセンスしか提供していません。アップグレードを適用するためには、該当するオペレーティング システム (製品表で規定されています) の正規のライセンスがコンピュータまたはワークステーションに既に取得済であることが条件となります。

## サーバー製品の使用条件

≫ 以下の表は、サーバー製品群に入る製品の一般的な使用条件をまとめたものです。各行が製品名、各列が使用条件を表しています。各製品にそれぞれ、「yes」と書かれた条件があてはまり、「no」と書かれた条件はあてはまりません。この表は使用条件の全てを完全に記載したものではありませんので、詳細については各製品の使用条件のページでご確認ください。

	Per Processor のライセンスで すか？	Server/CAL ベ ースのライセン スで、Per Seat (接続クライア ント数)CAL が ありますか？	Server/CAL ベ ースのライセン スで、Per Server (同時使 用ユーザー数) CAL がありま すか？	2 台目のデバイ スから限られた アクセスをする 場合でも CAL が必要ですか？	切替用のサー バーにもライセ ンスが必要で すか？	サーバー上の インスタンス毎 にライセンスが 必要ですか？
Application Center	yes	no	no	n/a	yes	yes
BizTalk Server	yes	no	no	n/a	yes	yes
Commerce Server	yes	no	no	n/a	yes	yes
Content Management Server	yes	no	no	n/a	yes	yes
Class Server	no	yes (3)	no	n/a	yes	yes
Exchange Server	no	yes	no	no	yes	yes
Host Integration Server	yes	no	no	n/a	yes	yes
ISA Server	yes	no	no	n/a	yes	yes
Operations Management Server	yes	no	no	n/a	yes	yes
Mobile Information Server	no	yes	no	no	yes	yes
Project Server	no	yes	no	yes	no	yes
Services for Netware	no	(4)	(4)	n/a	n/a	no
SharePoint Portal Server	no	yes	no	no	yes	yes
SQL Server	yes (5)	yes (5)	no	yes (7)	no	yes (1)
Systems Management Server	no	yes	no	yes	yes	yes
Terminal Server	no	yes (6)	no	yes	yes	yes
Windows Server	no	yes	yes (2)	yes	yes	yes

1: 表中の各製品の Standard Edition は 1 ライセンスにつき、1 台のサーバーに製品を 1 インスタンス、インストールできますが、同じサーバーに 2 インスタンス以上インストールする場合、別にライセンスが必要です。同製品の Enterprise Edition は、1 台のサーバーに製品を何インスタンスでもインストールできます。

2: Terminal Server のライセンスを使用する場合、Windows Server で Per Server (同時使用ユーザー数) の CAL を取得することはできず、Per Seat (接続クライアント数) の CAL だけが取得可能です。

3: Class Server のアクセス ライセンスの条件については、Class Server に関する条項をご覧ください。

4: サーバーソフトウェアは、お客様の事業所内に設置してあり、適切な Microsoft Windows オペレーティングシステムを Microsoft の発行するユーザー向け文書の通りに稼働させているサーバー上に、数に限りなくインストールすることができます。クライアントソフトウェアはいかなるデバイス上にもインストールすることができます。

5: SQL Server は、Per Processor ベースでも、Server/CAL ベースで Per Seat (接続クライアント数) CAL を取得する形でも、ライセンスが可能です。

6: Terminal Server コンポーネントは、Windows Server ライセンスの中で許諾されます。Terminal Server 用の CAL は別途取得しなければなりません。

7: 製品が Server/CAL ベースで許諾されている場合は、2 台目のデバイスによる限定的なアクセスにも CAL が必要です。

## 開発ツール製品の使用条件

以下の表は、開発ツール製品群に入る製品の一般的な使用条件をまとめたものです。各行が製品名、各列が使用条件を表しています。各製品にそれぞれ、「yes」と書かれた条件があてはまり、「no」と書かれた条件はあてはまりません。この表は使用条件の全てを完全に記載したものではありませんので、詳細については各製品の使用条件のページでご確認ください。

	指定ユーザー 毎のライセンス ですか?	何コピーでも、 何台のデバイ ス上にも、イン ストールでき ますか?	設計、テスト、 デモンストレ ーションまたは開 発を行うためだ けに使用でき るものですか?	設計、開発、デ モンストレ ーションまたはテ ストを行うこと を条件として、一 般的な業務用 に使うことが できますか?	一般的な業務 用に使うこと はできますか?
<b>アプリケーションおよび開発ツール製品</b>					
Office Developer	yes	yes	yes	n/a	yes
MSDN	yes	yes	yes	yes (1)	yes (2)
Visual Fox Pro	yes	yes	yes	No	no
Visual SourceSafe	yes	yes	yes	No	no
Visual Studio	yes	yes	yes	No	no

	指定ユーザー 毎のライセン スですか?	本ソフトウェアを 何台のサーバ ーにもインストール して、何台のデ バイスからでも接 続できますか?	計、テスト、デモン ストレーションま たは開発を行うた めだけに使用でき るものですか?	一般的な業務 用に使うこと はできますか?
<b>サーバー製品</b>				
BizTalk Server Developer	yes	yes	yes	no
Commerce Server Developer	yes	yes	yes	no
SQL Server Developer	yes	yes	yes	no

1: MSDN 中の Project、Visio、Office Developer の各コンポーネントのみが該当します。

2: MSDN 中の Office Developer コンポーネントのみが該当します。

## 定義および共通の使用条件

### 定義

各項目共通で使われる以下の用語は、それぞれ以下に定義した意味を持ちます。

「**使用許諾証明書**」とは、使用許諾証明書、eOpen のインターネットサイト、もしくは、それに等しい Microsoft からお客様に対するライセンスの証明書を指します。

「**Microsoft**」とは、ボリューム ライセンス契約において、お客様に使用許諾を行ったマイクロソフト法人を指します。

「**本製品**」とは、他の定義がある部分を除いて、コンピュータソフトウェア、および関連するメディア、スキーマ、スキーマ作成ツール、印刷物、ならびにオンラインまたは電子文書がある場合は、それを指します。

「**本ソフトウェア**」とは、ボリューム ライセンス契約においてお客様に使用許諾を行った製品の中の、ソフトウェアの部分を指します。

「**お客様**」とは、Microsoft との間にボリューム ライセンス契約を締結して本ソフトウェアのライセンスを取得した企業、教育機関および、該当する場合には、その関連企業やユーザーを指します。

### 共通の使用条件

以下は、全製品に適用される共通の使用権と使用の制限です。

Microsoft は、お客様に対し、各製品に適用される条項および条件に従うことを条件として、その製品を使用する個別の権利を許諾します。本ソフトウェアは著作権法及び著作権に関する条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本ソフトウェアは許諾されるもので、販売されるものではありません。

#### A. プレリリースコード

本ソフトウェアには、出荷前のコード(以下「本プレリリースコード」といいます)が含まれる場合がありますが、これは、機能および互換性の点において一般向けに出荷されることを予定する最終的な完成品ではありません。本プレリリースコードが正確に動作すること及び、製品版の出荷前に実質的に変更されないことは、保証されていません。Microsoft は、本プレリリースコードあるいはその後続バージョンの製品版を出荷する義務を負わないものとします。本プレリリースコードの使用許諾は、Microsoft の本プレリリースコードの製品版の出荷と同時に消滅します。

#### B. アップデートおよび追加物

Microsoft がお客様に対して本ソフトウェアの一部として別途提供する、本製品のアップデートあるいは追加物(例えば、MSDN の追加配布物)に別途使用条件が添付されていない場合、当該アップデートおよび追加物にも、本書の使用権と

使用制限が適用されます。アップデートあるいは追加物が適用される本製品の正規ライセンスをお客様がお持ちでない場合、アップデートあるいは追加物をインストール、複製その他の方法で使用することはできず、追加の使用条件が添付されている場合でも、お客様には適用されません。

#### C. アプリケーションの共有

本ソフトウェアには、Microsoft NetMeeting (アプリケーションソフトウェアがコンピュータ 1 台にのみインストールされている場合でも、複数のコンピュータ、ワークステーション、端末、ハンドヘルド PC、ページャー、「スマートフォン」あるいはその他のデジタル電子機器(それぞれを以下「コンピュータ」といいます)間でアプリケーション ソフトウェアを共有できる技術)が含まれていることがあります。お客様はこの技術を利用して、複数ユーザー間の会議で、すべてのマイクロソフト アプリケーション製品を使用することができます。マイクロソフト以外のアプリケーション ソフトウェアについては、付属の使用許諾契約書を参照されるか、アプリケーション共有の許可の有無をその許諾者に確認しなければなりません。

#### D リモート アシスタンス (Remote Assistance)

本ソフトウェアにリモート アシスタンス 技術が含まれている場合、お客様は、他の Microsoft 製品の正規ユーザーに対し、かかるユーザーの許諾のもとで該当する Microsoft 製品にアクセスして技術サポートおよび援助を行うためにのみ、この技術を利用することができます。お客様が第三者からリモート アシスタンス技術を利用した技術サポートや援助を受けることを希望する場合は、最初にその第三者に対して、第三者がお客様がライセンスを受けたソフトウェアにアクセスし、使用する際に、同じ使用条件が適用されること、ただしそれはお客様に対して技術サポートおよび援助を行う目的に厳密に限られることに明示的に同意することを要求しなければなりません。お客様は、かかる第三者からの同意が得られなかったことまたはお客様がライセンスを受けた製品の誤使用から生じた損害について、Microsoft を免責するものとします。

#### E. 音声・手書き文字認識

本ソフトウェアに音声または手書き文字認識コンポーネントが含まれている場合、お客様は、音声および手書き文字認識は本質的に統計的な処理であること、つまり認識の際の誤りは処理において内在するものであること、そのためにそのような誤りを処理する対策を講じ、音声および手書き文字認識処理を監視して間違いがあった場合修正する責任はお客様にあることを了解するものとします。Microsoft およびその供給者は、音声および手書き文字認識処理の誤りから生じた損害については一切責任を負いません。

#### F. データ使用に関する承諾

Microsoft およびその関連会社がお客様に提供する本ソフトウェアに関する製品サポートサービスの一環として集めた技術情報がある場合、それを収集、使用することがあることにお客様は同意するものとします。Microsoft はその製品を改善、またはお客様にカスタマイズされたサービスもしくは技術を提供するためにおいてのみかかる技術情報を使用できるものとしますが、お客様を特定することとなるような方法では開示しないものとします。

## Microsoft アプリケーション製品

### G. 第三者のサイトへのリンク

お客様は、本ソフトウェアを使用して第三者のサイトにリンクすることができます。第三者のサイトは、Microsoft の管理のもとにはなく、Microsoft は、いかなる第三者のサイトのコンテンツまたは第三者のサイトに含まれるリンクの内容、またはそれらの変更もしくは更新について責任を負いません。Microsoft は、いかなる第三者のサイトから受信されたウェブキャストまたはその他のいかなる形式の送信についても責任を負いません。Microsoft は、お客様の便宜のためのみ第三者のサイトを提供しているのであって、いかなるリンクが含まれたとしても、Microsoft による第三者のサイトの支持を意味するものではありません。

### H. マルチプレキシング(多重化)またはプリーングの禁止

直接本ソフトウェアによりモニターされあるいは管理される、または直接本ソフトウェアのサービスを呼び出しあるいはこれを利用することのできる、デバイス数を減じるソフトウェア、あるいはハードウェア (マルチプレキシング(多重化)またはプリーング等と呼ばれることがあります) を利用した場合であっても、これにより必要な ライセンス数を減じることはできません。必要なライセンス数はマルチプレキシングまたはプリーング等と呼ばれるソフトウェア、あるいはハードウェアのフロントエンドへの個々の入力と同数です。

### I. 商業的ホスティングの禁止

お客様は、本製品を使用して商業的ホスティング サービスを提供することはできません。

### J. 再頒布可能コンポーネントの無保証

製品保証規定は、適用される使用条件の元でお客様が再頒布を許諾されたコンポーネントや製品には適用されません。

### K. ボリュームライセンス プロダクトキー

一部の製品は、インストールの際に特定のボリュームライセンス プロダクトキー (以下「VLK」といいます) が必要になります。お客様は (XP 製品群以降の) 製品群ごとに、固有の VLK の設定を受けます。お客様がライセンス契約において設定を受ける VLK の不正使用については、お客様ご自身が責任を負うこととなりますので、承認を受けていない第三者に対して VLK を開示せず、VLK をできるだけ安全な場所に保管することに、同意するものとします。VLK についての詳細は、<http://www.microsoft.com/japan/info/license/mpa/> をご確認ください。

### L. 解除

お客様が本書の条項および条件に違反した場合、Microsoft は、当該条項で許諾した権利を解除することができます。この場合、お客様は、本製品のコピーすべて、および全コンポーネントを破棄しなければなりません。

### M. 権利の留保

Microsoft は、お客様に対して明示に許諾していない権利をすべて留保します。

▶ 本章では、対象製品表 (Product List) でアプリケーション製品群に指定された製品について規定します。ただし、開発ツール製品については、「Microsoft 開発ツール製品」の章をご覧ください。

### . 共通の条件

この許諾条件は、下記の例外を除いてすべてのアプリケーション製品に適用されます。

#### A. 一般条項

取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、本ソフトウェアのコピー 1 部、本ソフトウェアに含まれるコンポーネント製品、及び本ソフトウェアの旧バージョン 1 部もしくはそれに含まれるコンポーネント製品を、特定の 1 台のコンピュータ、デバイス、ワークステーション、ターミナル(端末)、またはその他のデジタル電子またはアナログデバイス (以下総称して「デバイス」といいます) 上にインストールして使用することができます。本ソフトウェアのコピーを使用する方が特定の 1 名に限られている場合、取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、本ソフトウェアのコピーをさらに 1 部作成して、その方が専用で使用される別の 1 台の携帯用デバイス上にインストールすることができます。

#### B. メディア要素

本ソフトウェアは、特定の写真、クリップアート、アニメーション、音声、音楽およびビデオ クリップ (以下総称して「本メディア要素」といいます) を含んでいる場合があります。以下の条項は、その場合の本メディア要素に関するお客様の権利を説明するものです。

- (i) 次の条項で規定されている場合を除き、お客様は本メディア要素を使用、複製、改変して、お客様の Web サイトを含めたお客様のソフトウェア製品またはサービスの一部として、本メディア要素のコピーをその改変したものと共に頒布することができます。
- (ii) お客様は、以下のことを行うことはできません。
  - ・ お客様は、本メディア要素のコピーを単独で、または本メディア要素が製品またはサービスの主要な価値であるコレクション、製品またはサービスの一部として、販売、許諾、もしくは頒布することはできません。
  - ・ お客様は、特定できる個人、政府、ロゴ、イニシャル、エンブレム、商標もしくは企業に関係した本メディア要素を商業目的で使用または頒布すること、またはある製品、サービス、企業もしくは活動の推奨を意味したり、ある製品、サービス、企業もしくは活動との間のつながりを意味する方法で本メディア要素を使用または頒布することはできません。
  - ・ お客様は、本メディア要素を使用して、猥褻または公序良俗に反するものまたは作品を作成してはいけません。
  - ・ お客様は、お客様によって改変された本メディア要素の使用または頒布の結果から生じる紛争、または訴訟について、Microsoft を免責、保護、補償するものとします (弁護士費用についての免責、保護、補償も含まれます)。
  - ・ お客様は、本メディア要素のコピーを含むお客様の製品およびサービスに、有効な著作権表示を付さなければなりません。

- ・ お客様は、お客様の製品またはサービスの一部である場合を除き、第三者に本メディア要素のコピーの再頒布を許可することはできません。

### C. SharePoint Team Services

本ソフトウェアに、SharePoint Team Services のコピーが含まれている場合があります。その場合、お客様はかかるソフトウェアのコピー1部を1台のデバイスにインストールして、お客様の組織内の数に限りないユーザーに他のデバイスから SharePoint Team Services にアクセスして使用することを許可することができます。但しその場合、お客様は、SharePoint Team Services がインストールされているデバイス専用の本ソフトウェアのライセンスを取得する必要があります。

### D. Office Resource Kit および PowerPoint Viewer

本製品がこれらの機能いずれかまたは双方を含むものである場合、以下の条項が適用されます。

**インストールおよび使用** お客様は、数に限りない本ソフトウェアのコピーをインストールして使用することができます。

**複製および頒布** お客様は、数に限りない本ソフトウェアのコピーを複製して頒布することができます。但し、各コピーは真正かつ完全なものでなければならず、あらゆる著作権表示および商標表示を含み、お客様の本ソフトウェアの使用を規定する使用許諾契約書の条項および条件と同等以上の条項および条件を記載した使用許諾契約書を伴うものでなければなりません。

### E. Office Web Component

本ソフトウェアを使用して作成した静的ドキュメント、テキストおよびイメージのコピーを表示および印刷するためにのみ本ソフトウェアのコピー1部をインストールして使用する場合、お客様は、Office XP Enterprise またはその他該当するアプリケーション製品のライセンスを取得する必要はありません。ただし、本ソフトウェアを、本項「共通の条件」に記載されたインタラクティブな使用等の方法で使用する場合は、Office XP Enterprise またはその他該当するアプリケーション製品のライセンスを取得しなければなりません。

### ・ 例外規定

以下に記載した製品については、以下の使用権や使用制限が、上記の共通の条件に追加して適用されるか、あるいは上記の共通の条件に替わって適用されます。

### A. Encarta Deluxe 2003 および Encarta Reference Library 2003

**1. 電子資料** 本製品に含まれている電子形態の資料文書や写真、クリップアート、アニメーション、音声、音楽およびビデオクリップなどのメディア要素(以下総称して「本コンテンツ」といいます)に関して、お客様は本コンテンツを個人的かつ非商業的な目的にのみ使用することができ、対価を得て本コンテンツを販売、許諾したりその他のいかなる方法でも頒布することはできません。

**2. Digital Rights Management** コンテンツプロバイダーは、コンテンツの著作権を含め無体財産権が不正使用されないように、本ソフトウェアに含まれている Digital Rights Management 技術(以下「DRM」といいます)を使用して、コンテンツ(以下「保護コンテンツ」といいます)の統合性を保護し

ています。本ソフトウェアの一部および、第三者のメディアプレーヤー等のアプリケーション(以下「DRMソフトウェア」といいます)では、保護コンテンツを再生するために DRM を利用しています。DRMソフトウェアのセキュリティに危険が生じた場合、保護コンテンツの所有者が Microsoft に対して、DRMソフトウェアで保護コンテンツの複製、表示または再生機能を無効にするよう要請することがあります。無効にされた場合も、DRMソフトウェアが保護されていないコンテンツを再生する機能には変わりはありません。お客様がインターネットから保護コンテンツのライセンスをダウンロードする度に、無効にされた DRMソフトウェアのリストがお客様のコンピュータへ送信されます。**このためお客様は、Microsoft が保護コンテンツの所有者に代わって、そのようなライセンスと共に無効リストをお客様のコンピュータにダウンロードすることに同意されたものとします。**Microsoft が無効リストをダウンロードすることによって、お客様のコンピュータから個人を特定できる情報や、その他のいかなる情報を取得することはありません。コンテンツ所有者は、彼らのコンテンツにアクセスする前に本ソフトウェアの DRM コンポーネントの一部のアップグレード(以下「DRM アップグレード」といいます)を行うように要請することがあります。お客様がそのようなコンテンツを再生しようとすると、Microsoft の DRM ソフトウェアが、DRM アップグレードが必要であると通知し、DRM アップグレードのダウンロード前にお客様の同意を求めてきます。第三者の DRM ソフトウェアでも、同様の通知が行われることがあります。アップグレードを行わない場合、お客様は DRM アップグレードが必要なコンテンツにはアクセスできませんが、保護されていないコンテンツおよび、アップグレードが必要ない保護コンテンツにアクセスすることは可能です。

### 3. オペレーティング システム ソフトウェアのアップグレード

本製品には、本ソフトウェア製品が正しく作動するために必要なオペレーティング システム ソフトウェアの強制的なアップグレードが含まれている場合があります。そのようなシステムソフトウェアのアップグレードは、オペレーティング システムに関するライセンスと同じ条項に従って許諾されています。

### B. Encarta Online Deluxe

お客様は、取得された1ライセンス毎に、

<http://encarta.msn.com/shared/corpcitizen/tou.shtm> で規定する当該時点での Microsoft Encarta Online Deluxe (以下「本製品」といいます)の使用条件に従うことを条件として、本製品のセキュア ウェブサイトへのアクセスおよび使用ができます。お客様は、当該サブスクリプションの有効期間中、Encarta Online Deluxe サブスクリプションプログラムに基づいて提供されるすべてのコンポーネントおよびアップデートを使用する権利を取得します。お客様は、お客様の設備内に置かれたコンピュータ ワークステーションからのみ本製品へアクセスできるという限定が課されることに同意するものとします。お客様は、リモート アクセスまたはダイヤルイン アクセスにより、本製品にアクセスすることを許可できません。Microsoft は、本製品の不正使用または不正アクセスにつき、毎月お客様を監査する権利を留保します。認定ユーザーによる不正使用が生じた場合、お客様は、かかる認定ユーザーがかかると見られる行為を停止し、かつかかる行為の再発を防止するための合理的手段を、可能な限り講じなければなりません。Microsoft は、適用される条件に対する違反を事由として、上記ライセンスを許諾した契約書を直ちに解除し、お客様または認定ユーザーによる上記ウェブサイトへのアクセスを直ちに終了させる権利を留保します。

## C. FrontPage\*

1. **FrontPage Web コンポーネント** FrontPage Web コンポーネントには、the MSNBC ニュース ヘッドライン コンポーネント、the MSN MoneyCentral Stock Quote コンポーネントおよび the MSN Search コンポーネントが含まれます。

**a.インストールおよび使用** お客様は、FrontPage Web コンポーネントのコピーを数に限りなくサーバー コンピュータにインストールして、お客様が FrontPage を使用してデザインした、モバイル、ワイヤレス、インタラクティブ TV サイト以外の、インターネット上のお客様のウェブサイト(以下「お客様のウェブサイト」といいます)の一部として、サービスを提供するために使用することができます。

**b.制限** お客様は、FrontPage Web コンポーネントをいかなる形でも編集あるいは改変して使用することはできません。お客様は、FrontPage Web コンポーネントで表示される商標を、各商標の所有者がお客様のウェブサイトのスポンサーしていたり、後援していたり、ライセンス許諾していることを示唆するような形で表示してはなりません。FrontPage Web コンポーネントが他のサイトへのアクティブ リンクを含む場合、お客様はそのアクティブ リンクを保持しなければならず、リダイレクトしたり改変することはできません。お客様は、FrontPage Web コンポーネントを単体で販売、頒布、再許諾、リース又はレンタルすることはできません。お客様は、FrontPage Web コンポーネントを(i) 閲覧者が特定のサイトまたは特定のサイトオーナーと Microsoft、MSN、MSNBC、Expedia あるいはそれらの製品やサービスとの間の関連性について誤解を与えたり、(ii) これらの知的財産権またはその他の権利を侵害したり、(iii) 適用される法律に違反したり、(iv) 人種差別・憎悪・ポルノグラフィを促進したりするようなサイトと関連して使用することはできません。お客様は、the MSNBC コンポーネント内のニュース ヘッドラインをオーディオ フォーマットに変換してオーディオ ユーザーに再頒布することはできません。お客様は、これらの制限に違反したことを通知された後でこれらの制限に違反した場合、ただちにお客様のウェブサイトから FrontPage Web コンポーネントを削除することに合意するものとします。

## D. Map Point、 Streets & Trips および AutoRoute

上記の共通の条件に加えて、以下の条項が適用されます。

**1. システム管理者** お客様は、本ソフトウェアのコピーをインストール、設定、および管理できるようにお客様を補助するためにのみ、お客様の組織内のシステム管理者に本ソフトウェアのアクセスおよび使用を許可することができます。お客様は、システム管理者が本ソフトウェアをその他使用するためには、本ソフトウェアのライセンスを別途に取得する必要があります。

**2. マップおよびその他のコンテンツの使用許諾** 取得した1ライセンス毎に、お客様は、以下の権利を許諾されます。

- お客様は、本ソフトウェアの使用によって作成したマップまたはマッピングコンテンツ(Points of Interest を除きます)のコピーを、1,000 部まで印刷することができます。但し、お客様は、マップを (a) その時の必要に応じて使うものとし、(b) かかる複製されたコンテンツを販売または再許諾することはできません。
- お客様は、本ソフトウェアの使用によって作成したマップまたはマッピング コンテンツのセット(Points of Interest を除きます)を、1,000 部までオンライン上に掲示することが

できます。但し、お客様は、かかるコンテンツを販売または再許諾することはできません。

- 一度に 250 種の points of interest を印刷したり、お客様の携帯電話、PDA、PC アプリケーションに保存し、内部的な目的でのみ使用することができます。

複製されたコンテンツのお客様による使用は、本条の条項および条件ならびに使用許諾契約書に従うものとします。お客様は、マップに含まれる法的な表示(例えば、著作権表示)を保持し、削除または変更しないことに同意されるものとします。

## E. Multilingual User Interface (MUI) (旧 Multi-Language Pack)

Multilingual User Interface Packs(以下、「本 Multi-Language コンポーネント」といいます)の使用条件は、お客様に許諾されたアプリケーション製品(以下「本製品」といいます)に関する使用権説明書(以下、「本製品 EULA」といいます)およびこの使用条件と使用制限によるものとします。本条の条項が本製品 EULA の条項と一致しない場合は、本 Multi-Language コンポーネントに限っては本条の条項が適用されるものとします。本 Multi-Language コンポーネントは、お客様がお持ちの本製品に英語機能または多言語機能を追加するものです。本 Multi-Language コンポーネントは、本製品の一部であり、お客様が本製品とともに使用することのみを目的とするものです。

## F. Press Step by Step Courseware

取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、本ソフトウェアのコピーを作成して使用する属人的かつ非独占的な権利を有する特定の 1 名を、お客様の組織内において指名しなければなりません。この使用条件および使用制限において、「本ソフトウェア」には、印刷物の製品も含まれるものとします。

## G. Project 2000 および Windows Media Producer 1.0

### 1. テンプレートの使用

本条項で「コンポーネント」とは( )Project 2000 に関しては、Program Files\Microsoft Office\Templates ディレクトリに置かれた Project 2000 テンプレート(以下「本コンポーネント」といいます)を指し、( )Windows Media Producer 1.0 に関しては、Microsoft Windows Media Producer のテンプレートのことを指します。上記の共通の条件に加えて、Microsoft はお客様に、本コンポーネント またはその一部を、共通の条件および本条 に従って使用する権利を許諾します。本条の条項が共通の条件の条項と異なる場合、本コンポーネントについては本条の条項が優先して適用されます。

**2. 二次的著作物、再頒布に関する権利** Microsoft はお客様に、お客様の製品あるいはサービス(以下「お客様のアプリケーション」といいます)を設計、開発および販売するために、本コンポーネント( Project 2000 および Windows Media Producer 1.0 は含みません)を使用し、改変し、その二次的著作物を作成する非独占的かつ無償の権利を許諾します。お客様は、本コンポーネントおよびその改変したものを複製し、再許諾し、頒布することができます。ただし、お客様は以下の条件について同意するものとします。(a) お客様は、お客様が開発したソフトウェア製品またはサービスの販売に際し、Microsoft の名称、ロゴまたは商標を使用することはできません。(b) お客様は、本コンポーネントまたはお客様のアプリケーションの使用または頒布に関連して生じるクレーム、またはは

訴訟(弁護士費用を含む)について、Microsoft を補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。(c) お客様は、お客様が遵守しなければならない制限をお客様のエンドユーザーにも遵守させることを条件として、エンドユーザーに本コンポーネントの頒布を許諾することができます。

## H. Project Central

上記の「共通の条件」に加えて、取得された 1 ライセンス毎に、お客様はお客様の Microsoft Project Central サーバーに 1 名のユーザーをログオンさせ、Microsoft Project 2000 を使用してお客様が管理するプロジェクトのためのプロジェクト ワークグループ コミュニケーションに参加させることができます。

## I. Visio 2002 (Standard および Professional Edition ならびに Visio Enterprise Network Tools)

**1. システム管理者** お客様は、本ソフトウェアのコピーをインストール、設定、および管理できるようお客様を補助するためにのみ、お客様の組織内のシステム管理者に本ソフトウェアのアクセスおよび使用を許可することができます。お客様は、システム管理者が本ソフトウェアをその他使用するためには、本ソフトウェアのライセンスを別途に取得する必要があります。

**2. 追加の Microsoft Visio Network Equipment Shapes** Microsoft Visio Enterprise Network Tools によって、お客様は、Microsoft の Web サイトなど Microsoft から一定の追加の Microsoft Visio shapes を取得することができます。お客様が Microsoft Visio Enterprise Network Tools を使用して取得した Microsoft Visio Network Equipment shapes は、本ソフトウェアの一部を構成し、お客様の使用許諾契約書が適用されます。ただし、別途の使用許諾契約書を伴う場合は、かかる別途の使用許諾契約書がお客様の Microsoft Visio Network Equipment shapes の使用に適用されます。

**3. Visio Enterprise Network Tools** お客様が取得した Microsoft Visio Enterprise Network Tools の各ライセンスにつき、お客様は Microsoft Visio 2002 Professional Edition の同数のライセンスを有している必要があります。

## J. Work at Home

▶ Work at Home のコピーは、お客様の At-Work Computer 上で実行中の対応するコピーとは別に許諾されるものです。

以下の制限及び条件に従って、取得した 1Work at Home ライセンス毎に、お客様は、本ソフトウェアのコピー 1 部を、1 名の Work-at-Home Employee が、家庭にある 1 台のコンピュータ、ワークステーション、ターミナル、ハンドヘルド PC、ページャー、スマートフォン、もしくはその他の電子機器(以下、「Home Computer」といいます)から、インストール、使用、アクセス、表示、作動、もしくはその他のやりとり(以下「使用」といいます)をすることを許諾できるものとします。本条において「Work-at-Home-Employee」とは、お客様の従業員(もしくは、通常お客様の従業員が行う種の、実質的にフルタイムのサービスをお客様に対して提供する請負人)であり、At-Work Computer の一次使用者である方を意味します。「At-Work Computer」とは、お客様が提供し、正規にライセンスされた本ソフトウェアのコピーが使用されているコンピュータ、ワークステーション、ターミナル、ハンドヘルド PC、ページャー、スマー

トフォン、もしくはその他の電子機器を意味します。Work-at-Home Employee は、使用許諾証明書(もしくは、それに等しいライセンスの証明書)に記載された本ソフトウェアのバージョンに代わり、お客様のライセンスもしくはアップグレード権(例えば、Upgrade Advantage もしくは、Enterprise 加入契約 / Enterprise 契約書)に従って、自らの At-Work Computer で適切に使用している本ソフトウェアのそれ以降のバージョンを使用することができます。お客様は、これらの規定に従って、本ソフトウェアのコピーを使用することが認められている Work-at-Home Employee の身元及び人数を確認するために十分な記録を保持しなければなりません。お客様のライセンス契約の条件(ユーザーへの通知)に加えて、お客様は、これらの規定に従って Home Computer で本ソフトウェアのコピーを使用している各 Work-at-Home-Employee に対して、Work-at-Home Employee の資格を失った場合には、かかるコピーを直ちに Home-Computer の一次メモリ(RAM)及びパーマネントメモリ(例えばハードディスク)から削除しなければならない旨を告知します。お客様のライセンス契約の条項にかかわらず、Work-at-Home ライセンスは、Microsoft による事前の書面による合意がなされない限り、いかなる場合においても譲渡することはできません。お客様の Work-at-Home Employee による本ソフトウェアの使用は、各製品固有の制限がある場合は、かかる制限に従うものとします。

## K. Works

お客様は、上述の「共通の条件」で定められた条件に従ってメディア要素を使用し、複製し、改変し、頒布することができますが、個人的かつ非商業的な目的に限り、お客様はメディア要素を有償で販売したり、ライセンス許諾を行ったり、その他の方法で頒布することはできません。メディア要素はいかなる会社の製品やサービスに関しても商標やロゴの登録調査を行っておらず、承認されたものでもありません。商標またはロゴとしての使用は商業的な利用とみなされ、禁止されています。

## Microsoft システム製品

本章では、対象製品表(Product List)でシステム製品群に指定された製品について規定します。Microsoft Press 製品については、「Microsoft アプリケーション製品」の章をご覧ください。

### ・ 共通の条件

▶ この許諾条件は、下記の例外を除いてすべてのシステム製品に適用されます。

## A. インストールおよび使用

取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、本ソフトウェアが最初にインストールされたワークステーション、ターミナル(端末)その他のデバイス(以下総称して「ワークステーションコンピュータ」といいます)等の特定の 1 台のコンピュータ、上に本製品のコピー 1 部をインストール、使用、アクセス、表示および実行することができます。

お客様は、同時に、特定の 1 台の本ワークステーション コンピュータで本ソフトウェアを 2 プロセッサを超えて使用することはできません。

## B. Volume License Product Key の認証

本ソフトウェアの中に、本ソフトウェアの不正使用を防ぐための技術が入っている場合があります。その技術は、お客様が本ソフトウェアに対する正規の Volume License Product Key をお持ちであることを確認するために利用されます。お客様が本ソフトウェアに対する正規の Volume License Product Key をお使いでない場合、今後の本ソフトウェアまたは本ソフトウェアのアップデートをインストールすることができません。Microsoft ではこのプロセスによって、お客様の Workstation から個人情報を取得することはありません。

## C. デバイスの接続

お客様は、ファイルとプリンタの共有サービス、インターネットの情報サービス、およびリモート アクセス (接続の共有およびテレフォニー サービスを含みます) のうち1つまたは複数の本ソフトウェアのサービスを利用するため、最大 10 台のコンピュータまたはその他の電子デバイス (以下各々を「デバイス」といいます) から同時に本ワークステーション コンピュータに接続することができます。接続数をプールまたは統合する「マルチプレキシング」またはその他のソフトウェア、ハードウェアを利用する場合であっても、間接的な接続数が上記の 10 台という制限を越えてはならないものとします。この 10 台という制限は、本ソフトウェアのこれ以外の使用には適用されません。

## D. MultiLanguage Version

MultiLanguage Version (例えば、Windows XP Multilingual User Interface Pack) (以下「本 OS コンポーネント」といいます) の使用条件は、お客様が Windows 2000 Professional、Windows XP Professional、Windows XP 64-Bit Edition (以下それぞれ「本 OS 製品」といいます) のライセンスを取得した際の使用許諾契約書 (以下「EULA」といいます) および本条の条件によるものとします。お客様が本 OS 製品の正規 EULA を持っていない場合、お客様は本 OS コンポーネントをインストールしたり、コピーしたり、その他の方法で使用することは認められません。本条で使用される用語のうち、本条で定義されていないものについては、該当する本 OS 製品の EULA で規定される意味を持つものとします。本条の規定が該当する本 OS 製品の EULA の規定と一致しない場合は、本 OS コンポーネントに限っては本条の条件が適用されるものとします。**総則** 本 OS コンポーネントは、Microsoft からお客様に対して、該当する本 OS 製品の既存の機能をアップデートしたり、追加したり、置換するために提供されるものです。

## II. 例外規定

以下に記載した製品については、以下の使用権や使用制限が、上記の共通の条件に追加して適用されるか、あるいは上記の共通の条件に替わって適用されます。

### A. Windows XP Professional

#### 1. リモート デスクトップ(Remote Desktop)/リモート アシスタンス(Remote Assistance)/NetMeeting 機能

本ソフトウェアには、本ワークステーションコンピュータ(ホストデバイスと呼ばれることがあります)にインストールされている本ソフトウェアまたはアプリケーションを他のデバイスからリモートで使用できるようにする、リモート デスクトップ、リモート アシスタンスおよび NetMeeting、技術が含まれていることがあります。お客様は、ある時点で本ソフトウェアを使用、アクセ

ス、表示または使用するユーザーが一人に限られることを条件として、本ソフトウェアのリモート デスクトップ機能(または同様の目的で同様の機能を提供するその他の製品)を使用して、いかなるデバイスに対しても、デバイス上の本ソフトウェアのためのライセンスを別途取得することなく本ソフトウェアを使用、アクセス、表示、または実行することを許諾できます。お客様は、リモート アシスタンスまたはNetMeeting(または同様の目的で同様の機能を提供するその他の製品)を使用している間、本ソフトウェアの追加ライセンスを取得することなく、自分のセッションを他のユーザーと共有することができます。Microsoft、または他社のアプリケーションとリモート デスクトップ、リモート アシスタンスまたはNetMeetingを使用する場合、追加のライセンスを取得せずに使用できるかどうかについては、製品添付のライセンス契約をご確認になるか、ライセンス元にご連絡ください。上記で「セッション」とは、本製品によってもたらされる、ユーザーが本ワークステーションコンピュータに接続された周辺機器を使って入力、出力および表示を行うのと同様の経験をいいます。

## 2. その他の権利と制限

### a. Digital Rights Management

コンテンツ プロバイダーは、コンテンツの著作権を含め無体財産権が不正使用されないように、本ソフトウェアに含まれている Digital Rights Management 技術 (以下「DRM」といいます) を使用して、コンテンツ (以下「保護コンテンツ」といいます) の統合性を保護しています。本ソフトウェアの一部および、第三者のメディア プレイヤー等のアプリケーション(以下「DRM ソフトウェア」といいます)では、保護コンテンツを再生するために DRM を利用しています。DRM ソフトウェアのセキュリティに危険が生じた場合、保護コンテンツの所有者が Microsoft に対して、DRM ソフトウェアで保護コンテンツの複製、表示または再生機能を無効にするよう要請することがあります。無効にされた場合も、DRM ソフトウェアが保護されていないコンテンツを再生する機能には変わりはありません。お客様がインターネットから保護コンテンツのライセンスをダウンロードする度に、無効にされた DRM ソフトウェアのリストがお客様のコンピュータへ送信されます。このためお客様は、Microsoft が保護コンテンツの所有者に代わって、そのようなライセンスと共に無効リストをお客様のコンピュータにダウンロードすることに同意されたものとします。Microsoft が無効リストをダウンロードすることによって、お客様のコンピュータから個人を特定できる情報や、その他のいかなる情報を取得することはありません。コンテンツ所有者は、彼らのコンテンツにアクセスする前に本ソフトウェアの DRM コンポーネントの一部のアップグレード(以下「DRM アップグレード」といいます)を行うように要請することがあります。お客様がそのようなコンテンツを再生しようとすると、Microsoft の DRM ソフトウェアが、DRM アップグレードが必要であると通知し、DRM アップグレードのダウンロード前にお客様の同意を求めてきます。第三者の DRM ソフトウェアでも、同様の通知が行われることがあります。アップグレードを行わない場合、お客様は DRM アップグレードが必要なコンテンツにはアクセスできませんが、保護されていないコンテンツおよび、アップグレードが必要な保護コンテンツにアクセスすることは可能です。

### b. Windows Media Format Software Development Kit (以下「WMFSDK」といいます)

本ソフトウェアに含まれている Windows Media Format Software Development Kit (以下「WMFSDK」といいます) コン

ポーネントを使用してWindows Media 技術を使用するソフトウェア アプリケーションを開発する権利は、別途取得していただく必要があります。WMFSDK を使用してかかるアプリケーションを開発される場合は、<http://msdn.microsoft.com/workshop/imedia/windowsmedia/sdk/wmsdk.asp> でWMFSDK に関する別途のライセンスに同意して、適切な WMFSDK をダウンロードし、お客様のシステムにインストールしてください。

### c. インターネット ゲーム/アップデート機能

本ソフトウェア内のインターネット ゲームまたはアップデート機能を利用する場合は、その機能を使用するために特定のコンピュータ システム、ハードウェア、およびソフトウェア情報を使用する必要があります。これらの機能を使用することにより、お客様はMicrosoftまたはその指定代理人に、インターネット ゲームまたはアップデートのために必要な情報にアクセスしてその情報を利用する権限を明示的に与えるものとします。Microsoftは製品の向上のため、またはお客様にカスタマイズされたサービスもしくは技術を提供するためにのみこの技術情報を使用します。Microsoftは、第三者に技術情報を開示することがありますが、お客様を特定することとなるような方法では開示しないものとします。

### d. インターネットベースのサービス コンポーネント

本ソフトウェアには、特定のインターネットベースのサービスを使用できるようにするコンポーネントが含まれています。お客様は、Microsoftが、お客様が使用している本ソフトウェアおよびそのコンポーネントのバージョンを自動的にチェックして、本ソフトウェアのアップグレードまたは修正がお客様の本ワークステーション コンピュータに自動的にダウンロードされるようにする場合があることを認め、同意するものとします。

## 3. 追加のソフトウェア/サービス

他の条項が付属していない限り、これらの使用权や使用制限が、本ソフトウェアの最初のコピーを取得した後で Microsoft によって提供される、または使用可能になる本ソフトウェアのアップデート、機能追加、アドオン コンポーネント、またはインターネットベースのサービス コンポーネントに適用されます。本ソフトウェアの使用によりお客様に提供される、または使用可能になるインターネットベースのサービスを中止する権利は、Microsoft によって留保されます。

## Microsoft サーバー製品

▶▶ 本章では、対象製品表(Product List)でサーバー製品群に指定された製品について規定します。必ずこの下のセクションと各製品の条項をご確認ください。

いくつかの製品には、再頒布可能物が含まれるため、関連する使用权と使用制限がともないます。また、Microsoft Press 製品については、「Microsoft アプリケーション製品」章内の条項をご覧ください。シングル ユーザー ライセンスの TechNet Plus および、サーバー製品の Developer Edition の一部(例: BizTalk Server 2002 Developer Edition)の使用条件については、「開発ツール製品」の章をご覧ください。

## ・ 定義と共通の条件

### A. 定義

各項目共通で使われる以下の用語は、それぞれ以下に定義した意味を持ちます。

「**CAL**」とは、クライアント アクセス ライセンスを指します。

「**デバイス**」とは、電子デバイスを指します。

「**インターネット ユーザー**」とは、下記に別途規定がある場合を除いて、インターネットに接続中の方を意味し、(i) 従業員、請負人、代理人、その他の形態でお客様が雇った方、あるいは(ii) お客様へ商品またはサービスを提供する方(例えば、供給者)、またはお客様のために商品またはサービスを提供する方(例えば、流通業者または再販売業者、代理店、あるいはお客様が雇うコンサルティング会社)はこれに含まれません。

「**外部ユーザー**」 下記に別段の規定のない限り、「外部ユーザー」とは規模を問わず、従業員、外部委託先、代理人、ベンダー、サービス プロバイダー(インターネット サービス プロバイダー、お客様の Web サイトのホスティングを行うサービス プロバイダーを含みますが、これらに限られません)としてお客様のために業務を遂行する者を除いた第三者を指します。

「**OMAL**」とは、Outlook Mobile Access ライセンスを指します。

「**サーバー ソフトウェア**」とは、サーバーとして動作する 1 台のコンピュータ上でサービスまたは機能を提供するソフトウェアをいいます。(以下「本サーバー ソフトウェア」といいます。本サーバー ソフトウェアが作動しているコンピュータを、以下「本サーバー」といいます)。

「**クライアント ソフトウェア**」とは、本サーバー ソフトウェアによって提供されるサービスまたは機能を、デジタル電子デバイス(以下「デバイス」といいます)から呼び出しあるいは利用することを可能にするソフトウェアをいいます。(以下「本クライアントソフトウェア」といいます。)

### B. CAL(その他のアクセス ライセンスを含む)の条件

#### 1. CAL と本サーバー ソフトウェアのライセンスの取得

CAL は、別段の規定がある場合を除いて、お客様の本サーバー ソフトウェアと共にしか使用できません。

#### 2. バージョンの制限

CAL、Internet Connector ライセンス、OMAL、Operations Manager ベース ライセンスもしくは Operations Manager アプリケーション ライセンスのバージョン番号は、使用している本サーバーソフトウェアのバージョン番号と比較して同じか後のバージョンでなければなりません。バージョンの制限において、お客様が取得する各 Core CAL は、それがアクセスを許諾する個々の本サーバー ソフトウェア製品に関して、その Core CAL のソフトウェア アシュアランスの適用期間中に公開される同じ本サーバー ソフトウェア製品の最新版のバージョン番号をもつものとみなされます。

### **3. Per Seat (以下「接続クライアント数」といいます) または Per Server (以下「同時使用ユーザー数」といいます)**

いくつかの製品では、お客様は本製品を「接続クライアント数」または「同時使用ユーザー数」のいずれかのモードで使用できると規定されています。「接続クライアント数」モードでは、お客様は本サーバー ソフトウェアにアクセスしたり利用したりするデバイス毎に個別の CAL を割り当てなければなりません。お客様が「接続クライアント数」モードを選択した場合は、その選択が恒久的なものとなります。「同時使用ユーザー数」モードでは、ある 1 時点で本サーバー ソフトウェアにアクセスしたり利用したりできるデバイス数の上限は、そのサーバー専用にお客様が取得して割り当てた CAL の数と同数になります。「接続クライアント数」モードの CAL で、「同時使用ユーザー数」モードで稼働している本サーバー ソフトウェアにアクセスすることも可能ですが、ただし、追加のアクセスがサーバーのライセンス数の制限の範囲内であることが条件となります。お客様はまた、1 回に限って、「同時使用ユーザー数」モードの CAL を「接続クライアント数」モードに恒久的に変更することができます。

**4. 移管** お客様は、接続クライアント数モードで使用している CAL、OMAL、Operations Manager ベース ライセンスまたはアプリケーション ライセンスを、1 回に限ってお客様の他のデバイスへ移管することができます。お客様は、Class Server Student Access License を 1 回に限ってお客様の正規の学生のうち別の方に対して移管することができます。

#### **5. 管理者による使用**

別途規定がある場合を除いて、お客様は、本サーバー ソフトウェアを管理する目的のみで本サーバー ソフトウェアに接続し、あるいは利用する場合(リモート管理を含みます)、サーバーへの接続数が 2 までであれば、CAL を取得する必要はありません。

#### **6. その他のデバイスによる限定的アクセス**

デバイスの主要ユーザー (以下「主要ユーザー」といいます) が使用するその他のデバイスの使用時間の合計が接続時間合計の 20% 未満であれば、主要ユーザーは、本サーバー ソフトウェアにアクセスまたはそれを使用するために、お客様がデバイス用に取得した各本 CAL または OMAL をその他のデバイスに対しても使用することができます。「接続時間合計」とは、デバイスから本サーバー ソフトウェアにアクセスしまたはそれを使用するために主要ユーザーがマイクロソフトクライアント ソフトウェアを使用する時間の合計を意味します。

» 「その他のデバイスによる限定的アクセス」が認められる製品に関しては以下の各製品の条項をご確認ください。

### **C. ベンチマーク テスト**

お客様は、Application Center、BizTalk、BizTalk Adapter for MQSeries、BizTalk Accelerator for Financial Services、BizTalk Accelerator for HIPAA、BizTalk Accelerator for Suppliers、BizTalk Accelerator for RosettaNet、BizTalk Adapter for SAP、Content Management Server、Commerce Server、HIS、IIS、ISA、Message Queue Server、Mobile Information Server、Project Server、SQL Server、もしくは Transaction Server または関連するお客様のソフトウェアのいずれについてのベンチマークテストの結果

も、Microsoft の事前の書面による許可なしに第三者に対して開示することはできません。

### **D. その他のライセンス**

サーバーにインストールされたソフトウェア アプリケーションをお客様が使用したり、本サーバー ソフトウェアを通じてアクセスする際に、追加のライセンスが必要となる場合があります。かかるソフトウェア付属の使用許諾契約書でお確かめください。

### **E. その他の共通の使用条件**

下記に別途規定があるものを除いて、お客様は、本サーバー ソフトウェアまたは本クライアント ソフトウェアをインストール、使用、アクセス、表示、実行その他の方法で利用する各サーバーまたはデバイス毎に、別個のライセンスを取得しなければなりません。個別の規定があるものを除いて、各製品の項で使われる「ライセンス」および「CAL」という用語は、その製品のライセンスおよび CAL、または場合により対応する BackOffice Server あるいは SBS の Core CAL またはライセンスおよび CAL を指します。

## **. 各製品ごとの使用条件**

### **A. Application Center 2000**

**BizTalk Accelerator for Financial Services 1.0 Standard Edition**

**BizTalk Accelerator for Financial Services 1.0 Enterprise Edition**

**BizTalk Accelerator for HIPAA 1.0**

**BizTalk Accelerator for HIPAA 2.0 Enterprise Edition**

**BizTalk Accelerator for RosettaNet 1.1 Standard Edition**

**BizTalk Accelerator for RosettaNet 1.1 Enterprise Edition**

**BizTalk Accelerator for RosettaNet 2.0 Standard Edition**

**BizTalk Accelerator for RosettaNet 2.0 Enterprise Edition**

**BizTalk Accelerator for Suppliers 1.0**

**BizTalk Accelerator for MQSeries 1.0 Enterprise Edition**

**BizTalk Adapter for SAP 1.0**

**BizTalk Server 2000 Standard Edition**

**BizTalk Server 2000 Enterprise Edition**

**BizTalk Server 2002 Standard Edition**

**BizTalk Server 2002 Enterprise Edition**

Commerce Server 2000  
Commerce Server 2002 Standard Edition  
Commerce Server 2002 Enterprise Edition  
Content Management Server 2001  
Content Management Server 2002 Enterprise Edition  
Host Integration Server 2000 (「HIS」)  
Internet Security and Acceleration Server 2000 (「ISA」)

**インストール サーバー ソフトウェア** BackOffice Server 2000 または SBS 2000 の一部としてライセンスを取得した場合を除いて、以下の規定が適用されます。

お客様は、取得した1ライセンス毎に、本サーバー ソフトウェアのコピー 1部を 1台の特定の本サーバーにインストールすることができます。本サーバーに複数のプロセッサがある場合、お客様は本サーバー上のプロセッサ 1台につきライセンスを別途に取得する必要があります。お客様は、上記に規定されているように、正規に許諾された数のプロセッサでのみ本サーバー ソフトウェアを使用することができます。

**BizTalk 2000 および BizTalk Accelerator for Financial Services の各 Standard Edition** 本サーバー ソフトウェアの各コピーは、かかるコピーがインストールされているコンピュータの 1台のプロセッサでのみ使用することができます。本サーバー ソフトウェアを使用するには、有効なプロセッサ 1台のみが必要となります。お客様は、同じアプリケーションまたは同じ目的のために処理している複数のマシン構成のように、本サーバー ソフトウェアを 1台を超えるグループ構成で使用することはできません。さらに、5つを超える外部組織または 5つを超える内部アプリケーションに接続するために本サーバー ソフトウェアを使用することはできません。**BizTalk 2002, BizTalk Accelerator for RosettaNet および BizTalk Accelerator for HIPAA**

本サーバー ソフトウェアの各コピーは、インストールされたコンピュータ上の1つのプロセッサのみで使用できます。お客様が本サーバー ソフトウェアを利用するために必要となるのは、1つの有効なプロセッサ ライセンスのみです。本サーバー ソフトウェアは、同じアプリケーションまたは同じ目的のために処理している複数のマシン構成のように、1台を超えるグループ構成で使用することはできません。お客様は、さらに、10を超える外部組織または 5つを超える内部アプリケーションに接続するために本サーバー ソフトウェアを使用することはできません。

**ISA Server** 以下のファイルを、本サーバー ソフトウェアと関連付けて使用する場合に限り、別のサーバーにインストールすることができます。H.323 ゲートキーパー、メッセージスクリーナおよび ISA Server の管理。**BizTalk Adapter for MQSeries** 以下のファイルを本サーバー ソフトウェアと関連付けて使用する場合に限り、数に限りがない別のサーバーにインストールすることができ、MQHelper.dll がインストールされる別のサーバーのいずれについても、お客様はプロセッサライセンスを取得する必要はありません。MQHelper.dll、**クライアントソフトウェア** お客様は、本クライアントソフトウェアを本サーバー ソフトウェアと共にのみ使用する限り、組織内の数に限りがないデバイスにインストールして使用することができます。

**デバイスによるアクセス** BackOffice Server 2000 または SBS 2000 でライセンスを取得した場合を除いて、お客様が本サーバー ソフトウェアを実行する各プロセッサに対して正規のライセンスを取得している限り、デバイスの数に限りなく、本サーバー ソフトウェアが作動している本サーバーのサービスを呼び出したり使用することができます。BackOffice Server 2000 でライセンスを取得した場合は、お客様が本サーバー ソフトウェアを実行する各サーバーに対して、(BackOffice Server 2000 の製品使用権で要求されている通り)正規のライセンスを取得している限り、デバイスの数に限りなく、本サーバー ソフトウェアが作動している本サーバーのサービスを呼び出したり使用することができます。

**BizTalk, Commerce Server, HIS Server および ISA Server の再頒布可能ソフトウェア(以下「SDK ソフトウェア」といいます)の使用** 本ソフトウェアに SDK ソフトウェアが含まれる場合、お客様は、本サーバー ソフトウェアとあわせて動作するアプリケーション(以下「お客様のアプリケーション」といいます)を開発するためにのみ、お客様の組織内の 1台または複数のコンピュータに SDK ソフトウェアのコピーをインストールして使用することができます。お客様は、お客様のアプリケーションを設計、開発、およびテストするためにサンプル コード(「samples」ディレクトリ内で特定されています)を改変することができます。お客様は、改変されたサンプルコードを複製して、お客様の事業所内の 1台または複数のコンピュータで使用することができます。また、お客様は、サンプルコードあるいはそれを改変したものを(本条でいう「改変」とは、サンプルコードに機能強化を加えることを意味します。)および、REDIST.TXT 内で「再頒布可能物(redistributables)」と特定されたその他のファイル(以下あわせて「再頒布可能コード」といいます)を複製して頒布することもできます。ただし、その場合、本書の開発ツール製品の章の C1 に記載された再頒布の条件と制限に従わなければなりません。

**BizTalk 2002 および Commerce Server 2002 指定ソフトウェア** 以下の条件は、BizTalk Server 2002 および Commerce Server 2002 の中にあり、お客様が改変または再頒布することがあると指定されるソフトウェア、(本条項において、「作用コード」といいます)のみに対して適用します。お客様の作用コードに対するライセンス権は、以下の条件に従うものとします。(a)指定ソフトウェアを作用コードもしくはその派生製品に組み込んだり合体させず、(b)作用コードまたはその派生製品と共に指定ソフトウェアを頒布せず、(c)作用コードの派生製品を開発する際に指定ソフトウェアを使用しないものとします。「指定ソフトウェア」とは、以下の条件を直接的または間接的に履行しライセンスを取得したソフトウェアを意味します。(i)作用コードもしくはその派生製品について Microsoft に対する義務を課す、あるいは課す意図を示し、または(ii)作用コードもしくはその派生製品に対する、Microsoft の知的財産権およびその他の財産権に基づく権利を、第三者に対して許諾、もしくは許諾することを意図するものを指します。「指定ソフトウェア」には、その他のソフトウェアが組み込まれ、派生し、もしくは再頒布されたソフトウェアの使用、改変または再頒布されるそのソフトウェアを意味することがあります。かかるソフトウェアの条件は以下のとおりです。(a)ソースコードで公表もしくは再頒布され、(b)派生製品を作成する目的でライセンスを取得し、または(c)無料で再頒布可能なソフトウェア。

**ホスト セキュリティ統合機能の使用** お客様は、お客様が正規にライセンスを取得した Windows NT Server を実行しているお客様の組織内のコンピュータ上に、「Windows NT アカウント同期サービス」および「ホスト アカウント キャッシュ」と指

定されたソフトウェアをインストールして使用することができます。

**BizTalk Accelerator for Financial Services、 BizTalk Accelerator for HIPAA および BizTalk Accelerator for Suppliers - スキーマの使用** 本ソフトウェアは、さまざまな取引スキーマ(以下「本スキーマ」といいます)を含むものです。これらの本スキーマは、Microsoft またはその供給者が所有するものであって、(i)お客様の内部業務目的にのみ、および(ii)お客様による BizTalk Server (BizTalk Accelerator for Financial Services、 BizTalk Accelerator for HIPAA もしくは BizTalk Accelerator for Suppliers の場合)または Commerce Server (BizTalk Accelerator for Suppliers の場合)を伴った本ソフトウェアの使用と共にのみ、お客様は使用することができます。お客様は、Microsoft の書面による事前の承諾なく、本スキーマを第三者に頒布することはできません。

## B. BackOffice 2000 Server

▶▶ BackOffice は、様々なサーバー製品を統合したスイート製品です。各コンポーネントについては、必ず該当するコンポーネントの項目をご参照ください。

### 1. サーバーの使用権

各コンポーネント固有の使用権と使用制限については、下記の各コンポーネントの項に記載されています。本条と各コンポーネント固有の項の内容が一致しない場合は、BackOffice に関してのみ、本条が適用されます。

**a. インストール サーバーソフトウェア** 取得された 1 ライセンス毎に、お客様は、各サーバー ソフトウェア コンポーネントの 1 コピーを、特定の 1 台のサーバーにインストールすることができます。お客様は、下記の規定に従うことを条件として、本製品の各サーバー ソフトウェア コンポーネントを最大 3 台のサーバーに配分することができます。(以下「MultiServer 構成」といいます)

- (i) MultiServer 構成の実装のために BackOffice Server 2000 セットアップ機能を使用すること
- (ii) MultiServer 構成の各サーバーは地理的に同じ場所に配置され、同じ Windows 2000 Active Directory 組織単位内に構成されていること
- (iii) 各サーバー ソフトウェア コンポーネントは MultiServer 構成で一度に限ってインストールされること
- (iv) MultiServer 構成の各サーバーには別途 Windows 2000 Server のライセンスを取得済みであること(本製品には、Windows 2000 Server のライセンスは 1 つしか含まれていません)。

**b. クライアント ソフトウェア** 下記の、個々のコンポーネントに関する項で別途規定する場合を除いて、お客様は、本クライアント ソフトウェアを、いかなるデバイスにもインストールすることができます。

### c. CAL の条件

**(i) 総則** 下記または各コンポーネントの項に別段の規定がある場合を除き、お客様は、本クライアント ソフトウェアを使用するかその他のソフトウェアを使用するかに関わらず、本サーバー ソフトウェアのサービスまたは機能呼び出しまたは利用するデバイス 1 台につき、本 CAL を 1 つ別個に取得する必要があります。BackOffice Server 2000 CAL は、CAL を要する各サーバー ソフトウェア コンポーネントへのアクセス

及び利用を許諾するものです。お客様は、本製品の個々のサーバー ソフトウェア コンポーネントの CAL を取得して、かかるサーバー ソフトウェア コンポーネントにアクセスおよび利用することもできます。

**(ii) モードの選択** お客様は、Microsoft Windows 2000 Server の CAL を、「接続クライアント数」または「同時使用ユーザー数」のいずれかのモードで選択できます。Microsoft BackOffice Server 2000、Exchange 2000 Server、SQL Server 2000 および SMS の CAL は、「接続クライアント数」モードしか選択できません。

**d. ヘルス モニタ 2.1 許諾される使用** お客様は、ヘルス モニタ 2.1 を、以下の目的で使用することができます。(i) 本製品のうち本サーバー ソフトウェア コンポーネントがインストールされたサーバーをモニターすること、および(ii) お客様が CAL を割り当てたデバイスをモニターすること。**クライアント アクセス** ヘルス モニタ 2.1 の管理コンソールとして使用するデバイスには、CAL は必要ありません。ただし、かかるデバイス自体がヘルス モニタ 2.1 によってモニターされていない場合に限られます。

**e. 共有 FAX サービスおよび共有モデムサービス クライアント アクセス** お客様は、共有 FAX サービスまたは共有モデムサービス ソフトウェアにアクセスしたり使用したりする個々のデバイスにつき、別個の CAL を割り当てなければなりません。

**f. 管理ツールの使用** お客様は、本製品に関連して取得した本製品の本サーバー ソフトウェアおよび本クライアント ソフトウェア コンポーネントを管理する目的に限って、統合 BackOffice Server 管理コンソールおよび関連ツールを、お客様の組織内のいかなるデバイスにもインストールして使用することができます。

**g. 再頒布可能コンポーネントの使用** お客様は、REDIST.TXT に記載された改変および配布の条件に従うことを条件として、かかる REDIST.TXT に記載されたファイル(以下総称して「再頒布可能コンポーネント」といいます)をサンプルコードを改変したものと共に複製して頒布することができます。

### h. MultiServer コンポーネント

お客様は、本サーバー ソフトウェアを別のサーバーに移管することができますが、本製品のサーバー ソフトウェア コンポーネントが MultiServer 構成でインストールされていた場合は、お客様は MultiServer 構成の別のサーバーにしか、本サーバー ソフトウェアを移管することができません。

**旧バージョン** お客様の持つ、本ソフトウェアの旧バージョンのインストールおよび使用権は、本サーバー ソフトウェアの各コンポーネントに拡大適用されます。ただし、各コンポーネントは、1 台のサーバー上にインストールして使用するか、同じ MultiServer 構成内で使用することが条件となります。

**i. Microsoft BackOffice Server 2000 のコンポーネントのアップグレード** お客様は、BackOffice サーバー スイートのコンポーネントをアップグレードすることができます。ただし、アップグレード後のコンポーネントを、アップグレード元のコンポーネントがインストールされていたのと同じサーバー上で使用することが条件となります。この例外として、アップグレード後のコンポーネントが Enterprise または Commerce Edition である場合は、アップグレード後のコンポーネントを単体製品として

使用することができます。上記の他に、以下の条件を守ってお使いください。お客様がアップグレード後のコンポーネントをインストールした時点で、(i)アップグレード後のコンポーネントで、スイート内のアップグレード元のコンポーネントが置き換えられ、(ii) お客様はアップグレード後のコンポーネントをそのコンポーネントの使用条件に従って使用することができます、(iii) BackOffice Server 中のアップグレードしなかったコンポーネントは、元の使用条件に従って使用できます。

## 2. CAL の使用権

別途規定のない限り、本条中の用語は上記のサーバーの使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。取得した 1 つの CAL 毎に、お客様は、BackOffice Server に関する上記の項で規定された方法で、正規に取得した本サーバー ソフトウェアのサービスや機能にアクセスしたり、その他の方法で利用することができます。

## C. Small Business Server 2000 (「SBS 2000」)

» SBS は、様々なサーバー製品を統合した製品です。各コンポーネントについては、必ず該当するコンポーネントの項目をご参照ください。

### 1. サーバーの使用権

各コンポーネント固有の使用権と使用制限については、各コンポーネントの項に記載されています。本条と各コンポーネント固有の項の内容が一致しない場合は、SBS に関してのみ、本条が適用されます。

**a. インストールおよび使用 サーバー ソフトウェア** 取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、本サーバー ソフトウェアのコピー 1 部を 1 台のサーバー上において使用することができます。ただし、かかるサーバーに 50 台を超えるデバイスを接続しないことが条件となります。お客様は、本サーバー ソフトウェアのコンポーネント部分を分離して、複数のサーバーで使用することはできません。お客様が許諾を受けた本製品のライセンスの数に関わらず、1 つのドメインにつき本製品の 1 インスタンスのみが実行できます。(ただし、データ移行目的で、データ移行に必要な期間内に行われる場合を除きます)

**b. クライアントソフトウェア** コンポーネント製品の制限に従って、お客様は本クライアント ソフトウェアを 50 台を上限とするデバイスにインストールおよび使用することができます。ただし、お客様が各デバイスに専用の CAL を割り当て済みであることが条件となります。

**c. SBS 2000 CAL の条件** 本項または各コンポーネントの項に別途規定がある場合を除いて、お客様は本サーバー ソフトウェアにアクセスしたり利用したりする個々のデバイス毎に個別の CAL を取得しなければなりません。SBS 2000 の一部としてサーバー ソフトウェア コンポーネントを取得した場合、Core CAL、BackOffice Server 2000 用の CAL および個々のサーバー ソフトウェア コンポーネント用の CAL によって、かかるサーバー ソフトウェア コンポーネントへのアクセスや利用が可能になることはありません。その場合、SBS 2000 の CAL によってのみ、お客様はかかるアクセスおよび使用の権利を得ることができます。

### d. ヘルス モニタ 2.1

**許諾される使用** お客様は、ヘルス モニタ 2.1 を、以下の目的で使用することができます。(i) 本製品のうちサーバー ソフトウェア コンポーネントがインストールされたサーバーをモニターすること、および(ii) お客様が CAL を割り当てたデバイスをモニターすること。**クライアント アクセス** ヘルス モニタ 2.1 の管理コンソールとして使用するデバイスには、CAL は必要ありません。ただし、かかるデバイス自体がヘルス モニタ 2.1 によってモニターされていない場合に限られます。

**e. 共有 FAX サービスおよび共有モデムサービス クライアント アクセス** お客様は、共有 FAX サービスおよび/または共有モデムサービス ソフトウェアにアクセスしたり使用したりする個々のデバイスにつき、別個の CAL を割り当てなければなりません。

**f. 管理ツールの使用** お客様は、本製品の一部として取得した本サーバー ソフトウェアまたはクライアント ソフトウェア コンポーネントを管理する目的に限って、統合 SBS 管理コンソールおよび関連ツールならびにスナップインを、お客様の組織内のいかなるデバイスにもインストールして使用することができます。

**g. 再頒布可能コンポーネントの使用** お客様は、REDIST.TXT に記載された改変および配布の条件に従うことを条件として、かかる REDIST.TXT に記載されたファイル(以下総称して「再頒布可能コンポーネント」といいます)を複製または頒布することができます。

### 2. CAL の使用権

別途規定のない限り、本条中の用語は上記のサーバーの使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。取得した 1 つの CAL 毎に、お客様は、サーバーの使用権の項で規定された方法で、正規に取得した本サーバー ソフトウェアのサービスや機能にアクセスしたり、その他の方法で利用することができます。SBS 2000 の CAL では、SBS の一部として取得した本サーバー ソフトウェアのみへのアクセスが許諾されます。ただし、SBS 2000 の CAL によって、お客様は同じドメイン内の(ドメイン コントローラではなく)Windows 2000 Server を本サーバー ソフトウェアとみなして、そのサービスおよび機能にアクセスし、利用することができます。SBS2000 の CAL によって、お客様は Terminal Services のクライアント アクセス ライセンスを取得することはありません。

## D Class Server 2.0

### 1. サーバーの使用権

**a. インストール サーバー ソフトウェア** 取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、本サーバー ソフトウェアのコピー 1 部を 1 台のサーバー上にインストールし、下記で定義する指定学生のために使用することができます。

**b. クライアントソフトウェア** お客様は本クライアント ソフトウェアをいかなるデバイス(お客様が所有する、あるいはリースを受けたデバイス、またはお客様の事業所外にあるデバイスも含まれます)にもインストールし、使用することができます。ただし、かかるデバイスの主要ユーザーがお客様の従業員であり、指導あるいはその他の教育上のサービスを、下記で

定義する指定学生に対して提供していることが条件となります。

**c. 学生によるアクセス** お客様は本製品にアクセスするお客様の正規の学生それぞれに対して、Student Access License を別個に取得しなければなりません。本製品使用権説明書において、「指定学生」とは Student Access License を与えられたお客様の正規学生を意味します。

**d. リモート アクセス** お客様は、インターネットを通じて、無数のデバイスから、本製品にアクセスすることを許可することができます。但し、かかるデバイスのユーザーが (i) お客様の従業員であり、指導あるいはその他の教育上のサービスを、下記で定義する指定学生に対して提供していること、(ii) 指定学生であること、または (iii) 指定学生の親もしくは法律上の保護者であること、を条件とします。

#### **e. 標準カリキュラムデータベース**

本製品には、インターネットを介する教育用の標準およびベンチマーク カリキュラムのデータベース(以下「データベース Web サイト」といいます)へのアクセスが含まれることがあります。その場合、お客様がデータベース Web サイト上の使用条件や通知を修正することなく同意することを条件として、お客様はデータベース Web サイトを利用することができます。お客様はデータベース Web サイトを利用することによって、かかる利用条件や通知に同意したものとみなされます。

#### **f. オペレーティング システム ソフトウェアのアップグレード義務**

本製品は、本製品の正規の操作のために必要なオペレーティング システム ソフトウェアのアップグレード義務を含む場合があります。かかるシステム ソフトウェアのアップグレードはオペレーティング システムに関するお客様のライセンスに規定されると同様の条項に従ってお客様に許諾されるものです。

#### **2. Student Access License の使用権**

別途規定のない限り、下記の文章中の用語は上記のサーバーの使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。

お客様は、取得した Student Access License 1 ライセンス毎に、上記のサーバーの使用権で規定した方法で本製品にアクセスすることができます。

#### **E. Core CAL**

Core CAL とは、Exchange Server, SharePoint Portal Server, Systems Management Server および Windows Server(ならびに当社が製品表において随時 Core CAL のコンポーネントとして指定するその他の本サーバー ソフトウェア製品)のクライアント アクセス ライセンスを指します。Core CAL によってお客様は、お客様が Core CAL を注文する時点で公開されている各本サーバー ソフトウェア製品のバージョンにアクセス(この使用権説明書において説明されています)することができます。各本サーバー ソフトウェア製品の現バージョンは、製品表で特定されています。Core CAL のソフトウェア アシユアランスによって、お客様はさらに、ソフトウェア アシユアランスの適用期間中に公開される同じ本サーバー ソフトウェア製品の新しいバージョンにアクセス(この使用権説明書において説明されています)することができます。当該適用期間の終了の際、お客様のライセンス契約において別段の定めがある場合を除いて、お客様は以降、その終了時点で公開されている各本サーバー ソフトウェア製品の最新バージョンにアクセ

スできる永久のライセンス(この使用権説明書において説明されています)を所有することになります。

**CAL の使用条件** 別途規定のない限り、本条中の用語は特定の Core CAL によりアクセスを許可される本サーバー ソフトウェア製品の製品使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。取得した 1 つの Core CAL 毎に、お客様は、上記の本サーバー ソフトウェア製品の製品使用権で規定された方法で、正規に取得した本サーバー ソフトウェアのサービスや機能にアクセスしたり、その他の方法で利用することができます。該当する本サーバー ソフトウェア製品の製品使用権における特定の製品の CAL の記述に関わらず、Core CAL は、CAL を要する各本サーバー ソフトウェア製品の各コンポーネントへのアクセスおよび使用を許諾するものです。

#### **F. Exchange 2000 Server および Exchange 2000 Conferencing Server\*\***

**\*\*BackOffice Server および SBS には該当しません。**

##### **1. Exchange 2000 Server の使用権**

**a. インストール サーバー ソフトウェア** 取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、本サーバー ソフトウェアのコピー 1 部を 1 台の特定のサーバーにインストールすることができます。お客様は、本サーバー ソフトウェアの構成部分を複数のサーバー上での使用のために分離することはできません。

**b. クライアント ソフトウェア** お客様は、本クライアント ソフトウェアを Exchange 2000 Server 用の CAL を取得したいかなるデバイスにもインストールすることができます。本サーバー ソフトウェアに Microsoft Exchange Server 5.5 が付属している場合があります。その場合、お客様は、本サーバー ソフトウェアの機能を使用できるようにするためにのみ、Exchange Server 5.5 ソフトウェアのコピー 1 部を本サーバー ソフトウェアをインストールしたサーバーにインストールすることができます。

##### **c. Exchange 2000 Server 用の CAL の条件**

下記に別段の規定がある場合を除き、お客様は、本クライアント ソフトウェアを使用するかその他のソフトウェアを使用するに関わらず、本サーバー ソフトウェアのサービスまたは機能呼び出すデバイス 1 台につき、本 CAL を 1 つ別個に取得する必要があります。

**・匿名アクセス** お客様は、本サーバー ソフトウェアに匿名アクセスする場合は、本 CAL は必要ありません。匿名アクセスは、非認証デバイスが、デバイスを認識するメールボックスまたはカスタム受信オブジェクトを持たずに本サーバーに保留されている情報にアクセスするときに生じるものです。「非認証デバイス」とは、(i) Windows 2000 Server の統合サインオン サービスを直接または間接的に利用せず、かつ (ii) Windows 2000 のディレクトリ サービスから認証情報を受け取らないデバイスを意味します。

**・その他のデバイスによる限定的アクセス** その他のデバイスによる限定的アクセスは、上記のサーバーに関する条項の冒頭の規定に従って認められます。

##### **d. BackOffice Server または SBS からのアップグレード**

本サーバー ソフトウェアをインストールした時点で、そのアップグレード元の Microsoft BackOffice Server または SBS

のサーバー ソフトウェア コンポーネントが本サーバーソフトウェアによって置き換えられます。お客様は、本サーバー ソフトウェアを本条の条項に従って使用することができます。BackOffice Server または SBS の残りのコンポーネントは、アップグレード前の製品に付属の使用許諾契約書の条項に従ってのみ使用することができます。

## 2. Exchange 2000 Conferencing Server サーバーの使用権

**a. インストール - サーバー ソフトウェア** 取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、本サーバー ソフトウェアのコピー 1 部を 1 台の特定のサーバーにインストールすることができます。お客様は、本サーバー ソフトウェアの構成部分を複数のサーバー上で使用のために分離することはできません。

**b. クライアント ソフトウェア** お客様は、本クライアント ソフトウェアを いくつかのデバイスにもインストールすることができます。

**c. Exchange 2000 Conferencing Server CAL の条件** 下記に明記されている場合を除き、お客様は、本クライアント ソフトウェアを使用するかその他のソフトウェアを使用するかに関わらず、本サーバー ソフトウェアのサービスまたは機能にアクセスするデバイス 1 台につき Exchange 2000 Server 用の CAL を別途に取得する必要があります。

**d. その他のデバイスによる限定的アクセス** その他のデバイスによる限定的アクセスは、上記のサーバーに関する条項の冒頭の規定に従って認められます。

**e. 切り替え用コンピュータへの本サーバー ソフトウェアのインストール** 切り替えを目的にクラスタ環境で使用されている本サーバー 1 台につき、本サーバー ソフトウェアの許諾されたコピーを別途に取得する必要があります。

## 3. CAL の使用権

別途規定のない限り、本条中の用語は上記のサーバーの使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。取得した 1 つの CAL 毎に、お客様は、サーバーの使用権の項で規定された方法で、正規に取得した Exchange 2000 および Exchange 2000 Conferencing Server のサービスや機能にアクセスしたり、その他の方法で利用することができます。

## G. Mobile Information Server Enterprise Edition 1.0、Mobile Information Server 2002 および Mobile Information Server 2002 ActiveSync Edition

### 1. サーバー使用権

**a. インストール サーバーソフトウェア** お客様は、本サーバーソフトウェアのコピー 1 部を、1 台のサーバー上にインストールすることができます。

**b. CAL の条件** 次項の場合を除き、お客様は、本サーバーソフトウェアのサービスまたは機能にアクセスして利用するデバイス 1 台につき、本 CAL を 1 つ別個に取得する必要があります。

**c. Mobile Information Server Enterprise Edition および Mobile Information Server 2002** 下記に別段の規定がある

場合を除き、お客様は別途 CAL を取得せずにいかなるデバイスからも OMA ソフトウェア(以下に定義されます)にアクセスしたり、その他の方法で使用したりすることができます。

**d. Outlook Mobile Access License の条件** 「OMA ソフトウェア」または「Outlook Mobile Access ソフトウェア」は、本サーバー ソフトウェアの一部として追加のサービスまたは機能を提供するものですが、お客様がデバイス 1 台に追加の OMAL を取得される場合のみ、かかるデバイスによってアクセスして利用することができます。下記に別段の規定がある場合を除き、お客様は、本 OMA ソフトウェアのサービスまたは機能にアクセスして利用するデバイス 1 台につき、本 OMAL を 1 つ別個に取得する必要があります。

**e. その他のデバイスによる限定的アクセス** その他のデバイスによる限定的アクセスは、上記のサーバーに関する条項の冒頭の規定に従って認められます。

## 2. CAL および OMAL 使用権

取得した 1CAL または 1OMAL 毎に、お客様は、上記の Mobile Information Server の条項で規定されている方法で、お客様は許諾された本サーバー ソフトウェアのサービスまたは機能にアクセスして使用することができます。ただし、Mobile Information Server 2002 ActiveSync Edition の CAL からは Mobile Information Server 2002 ActiveSync Edition のサービスまたは機能にのみアクセスし、使用したりすることができます。

## H. Operations Manager 2000

### 1. サーバーの使用権

#### a. 定義

本製品には、以下のソフトウェアが含まれます。

- 本条項で規定されているように、お客様のサーバーから集中的なイベントのモニタリングおよびマネジメンサービスまたは機能を提供する「サーバー ソフトウェア」(以下「本サーバー ソフトウェア」といいます。本サーバー ソフトウェアがインストールされているお客様のコンピュータを「管理サーバー」といいます。)
- 電子デバイス(以下「被管理デバイス」といいます)を本サーバー ソフトウェアによりモニタリングまたは管理できるようにする「クライアント ソフトウェア」(以下「本クライアント ソフトウェア」といいます)

**b. インストール サーバー ソフトウェア** お客様は、本サーバー ソフトウェアを、多数の管理サーバー上に、数に限りなくインストールして使用することができます。但し、お客様は、適切な数のベース ライセンスおよびアプリケーション ライセンス(下記に定義しています)を取得しなければなりません。お客様は、複数の管理サーバー上で使用するために本サーバー ソフトウェアの構成部分を分離することはできません。

#### c. クライアントソフトウェア

お客様は、本クライアント ソフトウェアを多数の被管理デバイス上にインストールすることができます。但し、お客様は、適切な数のベース ライセンスおよびアプリケーション ライセンス(下記に定義しています)を取得しなければなりません。

#### **d. 「プロセッサ数」ライセンス**

お客様は、本サーバー ソフトウェアの Base Management Pack Rules(本製品のマニュアル等の文書中で規定されています)を使用しているか否かにかかわらず、各管理サーバー上の各プロセッサ毎に、および、本サーバー ソフトウェアによってモニターまたは管理される各被管理デバイス上の各プロセッサ毎に、1つずつの別の Microsoft Operations Manager 2000 ベース ライセンス(以下「ベース ライセンス」といいます)を取得しなければなりません。必要なベース ライセンスに加え、お客様は、本サーバー ソフトウェアの Application Management Pack Rules(本製品のマニュアル等の文書中で規定されています)を使用して本サーバー ソフトウェアによってモニターまたは管理される被管理デバイス(お客様の管理サーバーも含まれます)上の各プロセッサについて、Microsoft Operations Manager Application Management Pack 2000 ライセンス(以下「アプリケーション ライセンス」といいます)を取得しなければなりません。お客様の取得したベース ライセンスとアプリケーション ライセンスは、お客様の本サーバー ソフトウェアと共にのみ使用することができます。

#### **追加の権利と制限**

Application Management Pack には、本サーバー ソフトウェアおよび本クライアント ソフトウェアに加えて、下記のソフトウェアが含まれていることがあります。

Operation コンソールおよび Reporting コンソール(以下合わせて「管理コンソール」といいます)から本サーバー ソフトウェアが提供するサービスおよび機能にアクセスすることを可能にし、本サーバー ソフトウェアが利用する、Manager Server とは別のコンピュータ(「データベース コンピュータ」)に格納されていることのあるデータベースのアップデートを行う「その他のソフトウェア」。

**e. Application Management Pack に含まれるソフトウェアのインストール** 必要となるベース ライセンスおよびアプリケーション ライセンスを含む本ソフトウェアの正規ライセンスを、上記の規定通りに取得済であることを条件として、お客様は、「その他のソフトウェア」のコピーを数に限りなく作成し、お客様の事業所内の「管理コンソール」および「データベース コンピュータ」のためにのみ、アップグレード、インストールおよび使用することができます。Microsoft は Application Management Pack に関するすべての権利、権原および利益を留保します。

#### **f. Microsoft SQL Server に関する特別規定**

Microsoft SQL Server を別のコンピュータ上で、本ソフトウェアがモニターまたは管理する repository として使用する場合は、お客様は上記の規定に従ってベース ライセンスを1つ以上取得しなければなりません。Microsoft SQL Server が本ソフトウェアによって別途モニターまたは管理されている場合は、同様に1つ以上のアプリケーション ライセンスを取得しなければなりません。

**g. 管理** お客様は、本サーバー ソフトウェアの管理コンソールをホスティングするためにのみベース ライセンスまたはアプリケーション ライセンスを取得する必要はありません。

#### **h. サーバー ベース ライセンスの使用権**

お客様は取得した1つのベース ライセンス毎に、管理サーバーまたは被管理デバイスのいずれかの1つのプロセッサ上で、またはかかる1つのプロセッサをモニターまたは管理するために、上記の Operations Manager の「サーバーの使用権」の

条項に記載された通りにのみ、本サーバー ソフトウェアを使用することができます。

#### **i. サーバー アプリケーション ライセンスの使用権**

取得した1つのアプリケーション ライセンス毎に、お客様は本ソフトウェアの Application Management Pack Rules を使用して、上記の Microsoft Operations Manager の「サーバーの使用権」の条項に記載された通りにのみ、任意のデバイスのモニターまたは管理を行うことができます。

## **1. Project Server 2002**

### **1. サーバーの使用権**

**a. インストール サーバー ソフトウェア** お客様は、取得した1ライセンス毎に、本サーバー ソフトウェアのコピー1部を、1台のサーバー上にインストールすることができます。サーバー ソフトウェアを入手した場合、お客様は本サーバーに本サーバー ソフトウェアのインスタンスを数に限りなくインストールすることができます。「インスタンス」とは、本サーバー ソフトウェアの実行中のコピーを意味します。

**b. クライアント ソフトウェア** お客様は、本クライアント ソフトウェア(PROJECT SERVER)を、CAL を割り当てた組織内のどのデバイスにも、1つの CAL につきそれぞれ 1 台にインストールすることができます。

**c. CAL の条件** 1つの CAL によってデバイス 1 台から本サーバー ソフトウェアにアクセスし、あるいは利用することができます。お客様は、本サーバー ソフトウェアのサービスにアクセスし、あるいは利用するデバイス 1 台につき、本 CAL を1つ別個に取得する必要があります。

**d. 切り替え用サーバーへの本サーバー ソフトウェアのインストール** 本サーバー ソフトウェアがクラスタ環境で使用されている場合、お客様は、切り替えサポート用にのみ使用されているサーバー上で本サーバー ソフトウェアを一時的に使用することができます。

**e. SharePoint Team Services** 本サーバー ソフトウェアに、SharePoint Team Services ソフトウェアのコピーが含まれている場合があります。その場合、お客様は、取得した1ライセンス毎にこのソフトウェアのコピー 1部を 1台のデバイスにインストールして、お客様の組織内の数に限りなくユーザーに他のデバイスから SharePoint Team Services にアクセスして使用することを許可することができます。ただしその場合、SharePoint Team Services がインストールされている各デバイスに、本サーバー ソフトウェアの正規ライセンスを受けたコピーがインストールされていなければなりません。

### **f. Project Web Access Components**

**インストール** 本条では、「本ソフトウェア」とは Project Web Access Components を指します。お客様は、Microsoft Project Server 2002 の機能にアクセスし、使用できるようにするためにのみ、本ソフトウェアを数に限りなくデバイスにインストールして使用することができます。ただし、Microsoft Project Server 2002 の正規ライセンスを取得済で、本ソフトウェアをインストールするデバイスに対して正規のクライアント アクセス ライセンスを取得し、割り当ててあることが条件となります。

### **2. CAL の使用権**

お客様は、取得した Project Server CAL 1つにつき、上記の Project Server に関する項目で定める方法に従って、ライセンスを受けた本サーバー ソフトウェアの機能にアクセスし、またはその他の方法で使用することができます。

## J. Services for NetWare

**1. インストール サーバーソフトウェア** お客様は、本サーバーソフトウェアを、お客様の事業所内に設置してあり、適切な Microsoft Windows オペレーティングシステムを Microsoft の発行するユーザー向け文書の通りに稼働させているサーバー上に、数に限りなくインストールすることができます。**クライアントソフトウェア** お客様は、本クライアントソフトウェアをいかなるデバイス上にもインストールすることができます。

## K. SharePoint Portal Server 2001

### 1. サーバー使用権

**a. インストール サーバーソフトウェア** 取得した1ライセンス毎に、お客様は、本サーバーソフトウェアのコピー1部を、1台のサーバー上にインストールすることができます。

**b. クライアントソフトウェア** お客様は、本クライアントソフトウェアを Microsoft SharePoint Portal Server CAL を取得したデバイス上にインストールすることができます。

#### c. CAL の条件

**(i) 一般条項** 下記に別段の規定がある場合を除き、お客様は、本クライアントソフトウェアを使用するかその他のソフトウェアを使用するかに関わらず、本サーバーソフトウェアのサービスまたは機能と呼び出すデバイス1台につき、1つの別個の SharePoint Portal Server CAL または Core CAL を取得する必要があります。

**(ii) その他のデバイスによる限定的アクセス** その他のデバイスによる限定的アクセスは、上記のサーバーに関する条項の冒頭の規定に従って認められます。

**d. システム管理者に関する追加のライセンス許諾** お客様は、本ソフトウェアのコピーをインストール、設定、および管理できるようにお客様を補助するためにのみ、お客様の組織内のシステム管理者に本ソフトウェアのアクセスおよび使用を許可することができます。お客様は、システム管理者が本ソフトウェアをその他使用するためには、本ソフトウェアのライセンスおよび SharePoint Portal Server CAL もしくは Core CAL を別途に取得する必要があります。

**2. 非社員向け外部コネクタ** 取得した1つの非社員向け外部コネクタ毎に、お客様は数に限りないデバイスに対して、お客様がライセンスを保有する SharePoint Portal Server 2001 のコピー1部へのアクセスを許諾することができます。この場合、デバイスを外部ユーザーのみが使用する限り、かかるデバイスに対して CAL を取得する必要はありません。本製品使用権説明書のサーバー製品の章冒頭にある「外部ユーザー」の定義における条件を満たさないユーザーは、本条項における「外部ユーザー」とはみなされません。

### 3. CAL 使用権

取得した SharePoint Portal Server CAL もしくは Core CAL 1つ毎に、お客様は、上記の SharePoint Portal Server の条項で規定されている方法で、許諾された本サーバーソフトウェアのサービスまたは機能にアクセスして使用することができます。

## L. SQL Server 2000 および SQL Server 2000 ランタイム\*\*\* (以下「SQL 2000 ランタイム」といいます)

SQL Server 2000 は、「接続クライアント数」(per seat) または「プロセッサ数」(per processor) ライセンスのいずれかで提供しています。\*\*\* SQL 2000 ランタイムは、BackOffice Server および SBS では提供していません。

### 1. サーバーの使用条件

BackOffice Server 2000、SBS および SQL 2000 ランタイムとは別に入手した SQL Server 2000 については、お客様は、本製品を「Per Seat (以下「接続クライアント数」といいます。CAL を伴います)」または「Per Processor (以下「プロセッサ数」といいます)」のいずれかのモードで使用することができますが、使用モードを変更することはできません。BackOffice Server 2000 または SBS の一部として入手した SQL Server 2000 については、お客様は本製品を「接続クライアント数 (CAL を伴います)」でしか使用できません。

#### a. 「接続クライアント数」

**i. インストール サーバーソフトウェア** お客様は、取得した1ライセンス毎に、本サーバーソフトウェアのコピー1部を1台の特定のサーバーにインストールして使用することができます。**SQL Server Enterprise Edition** お客様が本サーバーソフトウェアの Enterprise Edition を入手した場合、お客様は本サーバーに本サーバーソフトウェアのインスタンスを数に限りなくインストールすることができます。「インスタンス」とは、本サーバーソフトウェアの実行中のコピーを意味します。

**ii. クライアントソフトウェア** お客様は、本クライアントソフトウェア (SQL Server Personal Edition) を組織内のデバイスにインストールすることができます。

#### iii. SQL Server 2000 CAL の使用条件

お客様は、以下の各デバイス専用で、CAL を別途に取得しなくてはなりません。

- 本サーバーソフトウェアのサービスと呼び出したまたはそれを利用するデバイス (そのようなアクセスのために MSDE を使用するデバイスを含みます)。
- SQL Server Personal Edition をインストールして使用するデバイス、または
- Microsoft SQL Server の管理ツール、Books-Online および開発ツール コンポーネント (以下総称して「本ツール」といいます) を使用するデバイス。お客様は、本ツールを本サーバーソフトウェアと共にのみ内部で使用することができます。

#### iv. 切り替え用サーバーへの本サーバーソフトウェアのインストール

本サーバーソフトウェアがクラスタ環境で使用されている場合、お客様は、切り替えサポート用のみ使用されているサーバー上で本サーバーソフトウェアを一時的に使用することができます。

お客様は、上記に代わって下記の「プロセッサ数」ライセンスを選択することができます。

#### b. プロセッサ数

**i. インストール - サーバーソフトウェア** お客様は、取得した1ライセンス毎に、本サーバーソフトウェアのコピー1部を1台の特定のサーバーにインストールすることができます。本サーバーに複数のプロセッサがある場合、お客様は本サーバー上のプロセッサ1台につきライセンスを1つ個別に取得する必要があります。お客様は、正規に許諾された数のプ

ロセッサでのみ本サーバー ソフトウェアを使用することができます。お客様は、Microsoft SQL Server の管理ツール、Books-Online および開発ツール コンポーネント(以下総称して「本ツール」といいます)を本サーバー ソフトウェアと共にのみ内部で使用することができます。**SQL Server, Enterprise Edition** お客様が本サーバー ソフトウェアの Enterprise Edition を入手された場合、お客様は本サーバーに本サーバー ソフトウェアのインスタンスを数に限りなくインストールして、お客様がライセンスを取得したプロセッサで使用することができます。「インスタンス」とは、本サーバーソフトウェアの実行中のコピーを意味します。

ii. **クライアント ソフトウェア** お客様は、本クライアント ソフトウェア (SQL Server Personal Edition) を本サーバー ソフトウェアまたは、SQL 2000 ランタイムの場合、本製品と共に提供されている統合ソフトウェア ターンキー アプリケーションまたはアプリケーション群 (以下「統合アプリケーション」といいます)と共にのみ使用する限り、組織内の数に限りないデバイスにインストールして使用することができます。

iii. **SQL Server 2000 へのデバイスによるアクセス** お客様が本サーバー ソフトウェアを実行する各プロセッサに対して正規のライセンスを取得している限り、デバイスの数に限りなく、本サーバー ソフトウェアが作動している本サーバーのサービスを呼び出したりは使用することができます。

iv. **SQL Server 2000 ランタイム デバイス アクセス** お客様が本サーバー ソフトウェアを実行する各プロセッサに対して正規のライセンスを取得している限り、デバイスの数に限りなく、統合アプリケーションと共に本サーバー ソフトウェアのサービスを呼び出したりは使用することができます。お客様は、デバイスを、統合アプリケーションと共に提供された本サーバー ソフトウェアのサービスについてのみ呼び出したりは使用することができます。

v. **切り替え用サーバーへの本サーバー ソフトウェアのインストール** 本サーバー ソフトウェアがクラスタ環境で使用されている場合、お客様は、切り替えサポート用にのみ使用されているサーバー(以下「パッシブ サーバー」といいます)上で本サーバー ソフトウェアを一時的に使用することができます。ただし、パッシブ サーバー上のプロセッサ数が、主要なアクティブ サーバー上のプロセッサ数を超えないことを条件とします。

» 下記の規定は、いずれの SQL Server 2000 製品にも適用されます。

vi. **再頒布可能コード** 上記に許諾されている権利に加え、Microsoft はお客様に対し、本製品に含まれている Microsoft SQL Server Desktop Engine (以下「MSDE」といいます)および REDIST.TXT に記載されているファイル (以下総称して「再頒布可能コード」といいます)を使用、複製、および頒布する非独占的かつ無償の権利を許諾します。ただし、お客様は、本書の開発ツール製品の章の C1 および C 2ab に記載された再頒布条件と制限に従うものとします。

vii. **ランタイム使用制限付きソフトウェア** お客様は、SQL 2000 ランタイムを統合アプリケーションの一部として、統合アプリケーションを実行するためにのみ使用することができます。SQL 2000 ランタイムを使用して、(i) 統合アプリケーションに

含まれている以外のアプリケーション、データベース、またはテーブルを新規に開発したり、(ii) それらと共に本製品を使用することはできません。ただしお客様は、ツールを使用して既存のテーブルからクエリーやレポートを実行したり、統合アプリケーションの一部である開発環境やワークベンチを利用して、そのような統合アプリケーションを構成したり拡張することはできません。本項の規定に関わらず、お客様はお客様の使用許諾契約書に従って、SQL 2000 ランタイムを統合アプリケーションの一部としてのみ、譲渡することができます。

## 2. CAL の使用権

別途規定のない限り、本条中の用語は上記のサーバーの使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。取得した1つの CAL 毎に、お客様は、サーバーの使用権の項で規定された方法で、正規に取得した本サーバー ソフトウェアのサービスや機能にアクセスしたり、その他の方法で利用することができます。SQL 2000 ランタイム CAL はお客様に、本サーバーソフトウェアのランタイム使用制限付きバージョンのサービスまたは機能のみを呼び出したりはそれを利用する権利を許諾します。本項の規定に関わらず、お客様はお客様の使用許諾契約書に従って、SQL 2000 ランタイム CAL を統合アプリケーションの一部としてのみ、譲渡することができます。

## M. System Management Server 2.0 ([SMS])

### 1. サーバーの使用条件

#### a. インストール サーバー ソフトウェア

お客様は、本条の制限に従うことを条件として、本サーバーソフトウェアと本クライアント ソフトウェアを、上記の BackOffice Server 2000 の項の規定通りにインストールし、使用することができます。(ただし、例外として、BackOffice Server 4.5 または SBS 4.5 の一部として許諾を受けた本サーバー ソフトウェアおよび本クライアント ソフトウェアについては、上記 BackOffice Server 4.5 または SBS 4.5 の項の規定に従ってそれぞれインストールおよび使用することができます。)

b. **クライアントソフトウェア** お客様は、本クライアントソフトウェアのインストーラ コンポーネント(以下「SMS インストーラ」といいます)を使用してインストール プログラム(以下「セットアップ プログラム」といいます)を作成するためにのみ、かつお客様の組織内のデバイスにおいてのみ、SMS インストーラをインストールして使用することができます。お客様は、お客様のセットアッププログラムを設計、開発、およびテストするためにのみ、SAMPLES.TXT ファイルで「サンプルコード」と指定されたソースコードを使用および改変することもできます。また、お客様は、お客様の組織内のデバイス上において、セットアップ プログラムの作成以外の目的で、再頒布可能コンポーネント(後に定義)をオブジェクトコード形式でインストールして、サンプルコードを改変したものと共に使用することができます。ただし、以下の条項に従わなければなりません。(i) お客様は、セットアップ プログラムと共に、またはその一部として、SMS 再頒布物を複製して使用しなければなりません。(ii) お客様は、SMS 再頒布物を使用するデバイスごとに Microsoft Systems Management Server のいずれかのバージョンの正規の CAL を取得していなければなりません。(iii) お客様のセットアップ プログラムまたはセットアップ プログラムによってインストールされたソフトウェアの使用に関連

して生じるクレームまたは訴訟(弁護士費用を含む)について、Microsoft およびその供給者を補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。お客様は、SMS インストーラのインストールまたは使用に関するその他の権利を取得されたものではありません。

**c. クライアントアクセスについて** お客様は、別のデバイスを管理するためにを行う Systems Management Server 間の通信に対して、CAL を取得する必要はありません。

**d. 再頒布可能コンポーネントの使用** お客様は、REDIST.TXT に記載されたファイル(以下総称して「再頒布可能コンポーネント」といいます)をサンプルコードを改変したものと共に複製して頒布することができます。ただし、REDIST.TXT ファイルに記載された頒布に関する条項に従わなければなりません。頒布に関する条件には上記の本クライアント ソフトウェアに関する条項(i) ~ (iii)と同様の条件が含まれることにご注意ください。

**e. 管理コンソールおよびユーティリティについて** またお客様は、Systems Management Server で提供される管理コンソールやユーティリティを使用して Microsoft SQL Server のサービスを呼び出し、あるいは利用するために SQL Server 用 CAL を取得する必要はありません。

**f. ソフトウェアのメーターサービス、ログオン ポイント およびクライアント アクセスポイント機能について** BackOffice Server 2000 と別に入手した SMS Server の場合、お客様は、お客様が正規のライセンスを取得した Microsoft Windows NT Server が作動しているお客様の組織内のコンピュータに、本サーバー ソフトウェアのメーター サービスおよびクライアント アクセス ポイントのコンポーネントをインストールして使用することができます。BackOffice Server 2000 の一部として許諾された SMS Server の場合、お客様は、お客様が正規のライセンスを取得した、いずれかのバージョンの Windows NT Server または Windows 2000 Server が作動しているお客様の組織内のコンピュータに、本サーバー ソフトウェアのメーター サービス、ログオン ポイント およびクライアント アクセスポイントのコンポーネントをインストールして使用することができます。

**g. BackOffice Server 4.5 または SBS 4.5 のコンポーネントのアップグレード** 上記の BackOffice Server 4.5 および SBS 4.5 の項をご参照ください。

## 2. CAL の使用権

別途規定のない限り、本条中の用語は上記のサーバーの使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。取得した1つの CAL 毎に、お客様は、サーバーの使用権の項で規定された方法で、正規に取得した本サーバー ソフトウェアのサービスや機能にアクセスしたり、その他の方法で利用することができます。 **SBS 4.5 への CAL のアップグレード** 上記の SBS 4.5 の規定をご参照ください

## N. TechNet Plus

### 1. サーバー使用権

**a. インストール サーバー ソフトウェア** 取得されたサーバーライセンス毎に、お客様は、お客様自身、お客様の従業員

もしくは個別請負業者のみがアクセス可能な 1 台の本サーバー上に本サーバー ソフトウェアのコピー1部をインストールして使用することができます。本サーバー上に複数のプロセッサがある場合、各プロセッサにつきライセンスを別途取得しなければなりません。お客様は、正規に取得したライセンス分のプロセッサのみを、本サーバーソフトウェアと共に使用することができます。

**b. クライアント ソフトウェア** お客様は、本クライアントソフトウェアをいかなる本デバイス上にもインストールすることができます。本クライアントソフトウェアを稼動している本デバイスが本サーバーソフトウェアにアクセスする場合、別途ライセンスを取得する必要はありません。

## 2. その他の権利と制限

### a. オンライン サービス

オンライン サービスの提供のある地域においては、取得した1ライセンス毎に、1つのアクセス ポイントから、購読者専用のオンライン サービス web サイト(Online Concierge Chat Support および Managed Newsgroup Support を含む)に登録し、アクセスすることができます。

### b. コピー

本製品には、技術文書、ホワイトペーパー、印刷物等の資料(以下「本ドキュメント」といいます)が含まれることがあります。お客様は、内部目的または、お客様の顧客に対してソフトウェアもしくはハードウェアのサポートの一環として提供する場合に限って、本製品に付随する本ドキュメントのコピーを何部でも作成することができます。ただし、(1) (a) 営利目的で本ドキュメントの配布を行ってはならず、(b) 本ドキュメントを改変してはならず、(c) 全ての著作権表示を含んでいなければならず、また(2) 下記の例外を除いて、お客様のライセンス先やエンドユーザーに対して再配布を許諾してはなりません。

### c. プレリリース ソフトウェア

TechNet Plusライセンスを取得することによって、お客様はプレリリース ソフトウェアを受領することがあります。かかるプレリリース ソフトウェアを利用するためには、お客様は、お客様が受領するベータ ソフトウェアに関するお客様の権利と義務を記載した各ベータ ソフトウェアに添付されたその他の条項に従うことに同意するものとします。

**d. 再頒布可能コンポーネント** 本製品には、DLLファイルのほか、以下のソフトウェア コンポーネントの一部または全てが含まれますが、これらに限定されません。:ドライバ、ユーティリティ、ツール、パッチ(以下総称して「本ファイル」といいます。)。本ファイルおよびDLLファイルの使用にはコンポーネント契約書が適用されません。Microsoftはお客様に対して、以下の項目に従うことを条件として、本ファイルまたはDLLファイルに関して、本ファイルを複製して頒布する非独占的かつ無償の権利を許諾します。

a. 本ファイルを、ソフトウェアまたはハードウェアのサポートの一部として、内部使用を目的として、あるいはお客様の顧客に対して配布することができますが、(i) 営利目的で本ファイルの配布を行ってはならず、(ii) 本ファイルはMicrosoftの正規ライセンスを取得した製品とともに使用しなければならず、(iii) 本ファイルを改変してはならず、(iv) 本ファイルの著作権表示をすべて保持し、(v) お客様のライセンス先やエンドユーザーに対して再頒布を許諾してはなりません。

- b. お客様のソフトウェア製品と共に、その一部として、.DLL ファイルを配布しなければなりません。
- c. お客様は、お客様のソフトウェア製品の販売に、Microsoft の名称、ロゴまたは商標を使用することはできません。
- d. お客様は本ファイルまたは.DLLファイルの使用、もしくは本ファイルまたは.DLLファイルを含むお客様のソフトウェア製品の使用または配布に関連して生じるクレームまたは訴訟(弁護士費用を含む)について、Microsoft およびその供給者を補償し、防御し、かつ損害を被らせないことを承諾します。
- e. その他の事項については、お客様のライセンス契約に従うものとします。

## O. Windows 2000 Server および Windows 2000 Advanced Server\*

\* BackOffice Server または SBS には該当しません。

### 1. サーバーの使用権

**a. インストール サーバーソフトウェア** お客様は、取得した 1 ライセンス毎に、本サーバーソフトウェアのコピー 1 部を 1 台の特定のサーバーにインストールすることができます。お客様は、本サーバーソフトウェアの構成部分を複数のサーバー上で使用するために分離することはできません。

**b. クライアントソフトウェア** お客様は、本クライアントソフトウェアをいかなるデバイスにもインストールすることができます。

**c. プロセッサの制限** お客様は、本サーバーソフトウェアが Microsoft Windows 2000 Server である場合、4 プロセッサを上限として同時に使用することができます。本サーバーソフトウェアが Microsoft Windows 2000 Advanced Server である場合、8 プロセッサを上限として同時に使用することができます。

**d. Windows 2000 Server CAL 使用条件** お客様は、使用するソフトウェアの種類に関わらず、認証ユーザーによって使用される各デバイス、または Windows 2000 Server サービスを使用する各デバイス専用に、CAL を別途に取得しなくてはなりません。

**e. ターミナル サービス** CAL に加えて、お客様は、「ターミナル サービス」を使用する各デバイス専用に、ターミナル サービス用の CAL を取得しなければなりません。ただし、Windows 2000 Professional または Windows XP Professional のライセンス取得済みのコピーが作動しているデバイスでターミナル サービスを利用する場合には、TS CAL を取得する必要はありません。

**f. 「認証ユーザー」とは、**Windows 2000 Server 統合サインオン サービスを直接もしくは間接的に利用するユーザー、または Windows 2000 ディレクトリ サービスから認証情報を受け取るユーザーを意味します。

**g. 「Windows 2000 Server サービス」**には、ファイル サービス(ファイルや記憶ディスクに対するアクセスまたは管理)、印刷サービス(本製品によって管理されるプリンタへの印刷)、リモ

ート アクセス サービス(仮想プライベート ネットワークを含む、通信回線を通じた遠隔地からのサーバーへのアクセス)、およびターミナル サービスが含まれます。

**h. 「ターミナル サービス」とは、**(i) 本サーバー ソフトウェアのターミナル サービス機能を使用して、デバイスがサーバー上にあるソフトウェアを使用できるようにすること、もしくは (ii) 類似のサービスを提供する目的で本サーバー ソフトウェアと共にその他のソフトウェアを使用することを意味します。

**i. CAL の利用モード** 本製品が SBS 2000 の一部として許諾されている場合を除いて、お客様は CAL を Per Seat Mode (以下「接続クライアント数モード」といいます)または Per Server Mode (以下「同時使用ユーザー数モード」といいます)のいずれかのモードで使用することができます。接続クライアント数モードのもとでは、上記の Windows 2000 Server CAL の使用条件 に明記されたように、本サーバー ソフトウェアのサービスを呼び出しましたは利用する特定のデバイス 1 台毎に、専用の CAL を取得しなければなりません。お客様は、Windows 2000 Server CAL を、上記で定義する接続クライアント数モードまたは同時使用ユーザー数モードで使用できます。ターミナルサービスを使用する場合は、本製品を同時使用ユーザー数モードで使用することはできません。

**j. アップデート機能** お客様が本製品の中のアップデート機能を利用する場合、この機能を実行するために、コンピュータシステム、ハードウェアおよびソフトウェアのある一定の情報を使用することが必要になります。この機能を使うことによって、お客様は、Microsoft または Microsoft が指定する代理人に対して、アップデートの目的のためにこの情報にアクセスし、使用することを明確に承認したものとみなされます。Microsoft はこの情報を製品の改善や、お客様に対してカスタマイズされたサービスや技術を提供するために使用します。Microsoft はこの情報を第三者に開示することができますが、個人を特定するような形では使うことができないものとします。

**k. インターネットベースのサービス コンポーネント** 本製品には、インターネット ベースのサービスを利用できるようにするコンポーネントが含まれています。お客様は、Microsoft が自動的にお客様が使用している本製品またはそのコンポーネントのバージョンを調べたり、本製品のアップグレードまたはフィックスを提供し、コンピュータに自動的にダウンロードされるようにすることを認識し、同意するものとします。

**1. BackOffice Server または SBS からのアップグレード** 本製品をインストールした時点で、そのアップグレード元のコンポーネントが置き換えられ、お客様は本製品を本条の条件に従って使用することができます。BackOffice Server または SBS の残りのコンポーネントは、アップグレード前の製品付属の使用許諾契約書の条項に従ってのみ使用することができます。BackOffice Server をアップグレードした後は、すべての製品を BackOffice Server がインストールされたサーバー上で実行しなければなりません。ただし、アップグレードが Enterprise Edition または Commerce Edition の場合は、お客様は本製品を単体製品として、本条の条件に従って使用することができます。SBS をアップグレードした後は、ファックスおよびモデム ソフトウェアに対して適用される、SBS の接続数制限はなくなります。

**2. Internet Connector** お客様は、取得した 1 つの Internet Connector ライセンス毎に、認証ユーザーが使用する数に限りないデバイスおよび、Windows 2000 Server のサービスを使用する数に限りないデバイスから、Windows 2000 Server または Windows 2000 Advanced Server のコピー 1 部に接続することができます。その際、お客様はデバイスごとに Windows 2000 Server の CAL を取得する必要はありませんが、当該デバイスをインターネット ユーザーのみが使用していることが条件となります。

**3. Terminal Services Internet Connector** お客様は、取得した 1 つの Internet Connector ライセンス毎に、数に限りないデバイスで、1 コピーの Windows 2000 Server または Windows 2000 Advanced Server のターミナル サービスに接続することができます。その場合、お客様はデバイスごとに Windows 2000 Server の CAL および Terminal Server の CAL、Windows 2000 Professional のライセンスまたは Windows XP Professional のライセンスを取得する必要はありませんが、デバイスがインターネット ユーザーによってのみ使用されており、かつ同時に最大 200 台までのデバイスがサーバー製品に接続してターミナル サービスを使用していることが条件となります。

#### 4. CAL の使用権

別途規定のない限り、本条中の用語は上記のサーバーの使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。取得した 1 つの CAL 毎に、お客様は、サーバーの使用権の項で規定された方法で、正規に取得したサーバーのサービスや機能にアクセスしたり、その他の方法で利用することができます。

#### 5. MultiLanguage Versions

MultiLanguage Version (以下「本 OS コンポーネント」といいます)の使用条件は、お客様が以下の Microsoft オペレーティングシステム製品(以下「本 OS 製品」といいます)のライセンスを取得した際の使用許諾契約書(以下「EULA」といいます)および本条の条件によるものとします。お客様が本 OS 製品 (MICROSOFT WINDOWS 2000 SERVER または MICROSOFT WINDOWS 2000 ADVANCED SERVER)の正規 EULA を持っていない場合、お客様は本 OS コンポーネントをインストールしたり、コピーしたり、その他の方法で使用することは認められないものとします。本条で使用される用語のうち、本条で定義されていないものについては、該当する本 OS 製品の EULA で規定される意味を持つものとします。本条の規定が該当する本 OS 製品の EULA と一致しない場合は、本 OS コンポーネントに限っては本条の条件が適用されるものとします。

**総則** 本 OS コンポーネントは、Microsoft からお客様に対して、該当する本 OS 製品の既存の機能をアップデートしたり、追加したり、置換するために提供されるものです。

#### 6. Work at Home

Windows 2000 サーバーへの正規アクセスには通常 Windows 2000 サーバー CAL が必要ですが、Work-at-Home ライセンスのもとで、ホームデバイスからターミナル サービスにアクセスする場合には限っては、Windows 2000 サーバーまたはターミナル サービスの CAL は必要ありません。ただし、対応する At-Work デバイスからターミナル サービスにアクセスするためには、Work-at-

Home ライセンスが適用されるユーザーが、以下の(i)と(ii)の各グループから 1 つずつのライセンスを取得した At-Work デバイスの主要ユーザーでなければなりません。(i) Windows 2000 CAL または BackOffice CAL のいずれか及び、(ii) ターミナル サービス CAL または Windows 2000 Professional のライセンスのいずれか。ターミナル サービス用の Work-at-Home アクセス権は、対応するお客様の「At-Work デバイス」に対するアクセス権とは別に許諾されるものです。

下記の制限および条件に従って、お客様は取得した 1 つの Work-at-Home ライセンス毎に、1 名の Work-at-Home Employee に対して、1 台の家庭用デバイス(以下「ホームデバイス」といいます)から、業務に関連した目的に限って、本サーバーソフトウェア(以下に定義)が作動しているサーバーへの直接または間接的な接続を通じて、お客様の使用許諾証明書(もしくは、それに等しいライセンスの証明書)に記載された Microsoft Server ソフトウェア(以下「本サーバーソフトウェア」といいます)のターミナル サービスにアクセスもしくは使用することを許可することができます。「Work-at-Home Employee」という用語は、At-Work デバイスの主要ユーザーであるお客様の従業員(もしくは実質的に、通常お客様の従業員が行う種類のフルタイムサービスをお客様に提供している独立請負人)を意味します。「At-Work デバイス」とは、お客様が提供しているデバイスで、そこから本サーバーソフトウェアのターミナル サービスにアクセスまたは使用できるものを意味します。Work-at-Home Employee は、ライセンスまたはアップグレード権(例えば、Upgrade Advantage または Enterprise 加入契約に基づく権利)に基づいて、使用許諾証明書(もしくは、それに等しいライセンスの証明書)に記載されたバージョンの本サーバーソフトウェアに代えて、自分の At-Work デバイスから正しくアクセスまたは使用できることを条件に、本サーバーソフトウェアのバージョンより後のバージョンのターミナル サービスにアクセスもしくは使用することができます。お客様は、本サーバーソフトウェアのターミナル サービスにアクセスもしくは使用することができる Work-at-Home Employee の人数および身元を特定するのに十分な記録を保持することに同意しなければなりません。本契約に記載されたユーザーに対する通知の条件に加え、お客様は、これらの規定に従ってホームデバイスから本サーバーソフトウェアのターミナル サービスにアクセスし、もしくは使用している Work-at-Home Employee に対して、そのアクセスまたは使用が、(1) 業務に関連した目的でなされている必要があり、(2) その方が Work-at-Home Employee でなくなるような事実が生じた場合、直ちに終了しなければならない旨を通知することに同意しなければなりません。本契約の条項にかかわらず、Work-at-Home ライセンスは、いかなる場合においても Microsoft の事前の書面による合意なしに譲渡することはできません。

## P. Windows NT 4.0 Server

### 1. サーバーの使用権

#### a. インストール - サーバー ソフトウェア

お客様は、上記の BackOffice Server 4.5 の項で規定した通りに、本サーバー ソフトウェアおよび本クライアント ソフトウェアをインストールし、使用することができます(ただし、例外として、SBS 4.5 の一部として許諾された本サーバー ソフトウェアおよび本クライアント ソフトウェアについては、上記 SBS

4.5 の項に従ってインストールおよび使用することができます。)が、本条で規定する制限に従うものとします。

**b. プロセッサの制限** 本サーバー ソフトウェアは、4 プロセッサを上限として同時に使用することができます。ただし、お客様が Windows NT Server, Enterprise Edition を持っている場合、8 プロセッサを上限として同時に使用することができます。

**c. クライアント アクセス** お客様は、お客様が以下の Microsoft Windows NT Server の基本ネットワーク/アプリケーション サービス、コンポーネント、または機能呼び出し、または利用する場合には、別途 CAL を取得しなければなりません。ファイル サービス(ファイルやディスクへのアクセスもしくは管理機能)、印刷サービス(Windows NT Server で管理するプリンタへの印刷機能)、Microsoft Message Queue Server (Microsoft Message Queue Server からのメッセージの送受信)、Microsoft Transaction Server (Microsoft Transaction Server によって管理されるコンポーネントベースのアプリケーションの起動)、リモート アクセス サービス(通信回線を通じた遠隔地からのサーバーへのアクセス)、およびターミナル サーバー機能(以下に定義)。注意: リモートアクセス サービスには、インターネット認証サービス(リモートアクセス要求の確認または転送)を含む、インターネット接続サービスあるいは接続ポイントサービス (Microsoft Connection Manager クライアントに新しい電話番号またはその他のデータをリモート設定するサービス)の使用が含まれます。この場合を除き、Windows NT Server のサービスまたは機能呼び出しあるいは利用するために、Windows NT Server 用に CAL を取得する必要はありません。

#### **d. Microsoft FrontPage Software についての注意**

Windows NT Server には、1 名の特定のユーザーがインターネット/イントラネットのウェブサイトを開発して維持できる Microsoft FrontPage が含まれていることがあります。取得した 1 ライセンス毎に、お客様は、Microsoft FrontPage のコピー 1 部を 1 台の特定のデバイス上にインストールして使用することができます。

**e. Microsoft Site Server Express について** お客様は、お客様の組織内のコンピュータ上で使用するために、Microsoft Site Server Express を自由にコピーし、頒布することができます。

**f. SQL Server 機能について** Windows NT Server, Enterprise Edition で、SQL Server の制限付きバージョンがインストールされることがあります。この機能がインストールされた場合、お客様は、これを Microsoft Message Queue Server のディレクトリ機能をサポートするためにのみ使用することができます。お客様は、Windows NT Server, Enterprise Edition 中の制限付きの SQL Server 機能にアクセスしたり、その他の方法で利用する目的で Message Queue Server のサービスを利用する場合には、SQL Server の CAL を別途取得する必要はありません。

**g. Windows NT Load Balancing Service (以下「本 OS コンポーネント」といいます)** お客様は、Windows NT Server, Enterprise Edition 4.0 の正規にライセンスを受けたコピーを作動させた一台のコンピュータ上で、本 OS コンポーネントを複製し、インストールし、使用することができます。お客様が Windows NT Server, Enterprise Edition 4.0 について正規にライセンスを取得したコピーを複数所有している場合、正規にラ

イセンスを受けた各コピーを作動させたコンピュータ上で、上記の条件に従って OS コンポーネントを 1 部ずつ複製し、インストール及び使用することができます。

**h. BackOffice Server 4.5 または SBS 4.5 のコンポーネントのアップグレード** 上記 BackOffice Server 4.5 および SBS 4.5 の項に記載された条件をご参照ください。

#### **2. Windows NT CAL の使用権**

別途規定のない限り、本条中の用語は上記のサーバーの使用権で定義されたものと同じ意味を持ちます。取得した 1 つの CAL 毎に、お客様は、サーバーの使用権の項で規定された方法で、正規に取得した Windows NT Server のサービスや機能にアクセスしたり、その他の方法で利用することができます。接続クライアント数モードで使用している Windows NT Server 用の各 CAL は、お客様が上記のサーバーの使用権の項に記載された条件に従う限り、Windows NT Server, Terminal Server Edition のサービスおよび機能にアクセスもしくは使用するためにも使用することができます。**SBS 4.5 への CAL のアップグレード** 上記の SBS 4.5 の規定をご参照ください。

Work-at-Home ライセンスのもとで Terminal Service にアクセスもしくは使用する使用権および使用条件については、上記 Windows 2000 Server の Work-at-Home の項をご参照ください。

#### **Q. Services for UNIX 3.0**

**1. インストール サーバーソフトウェア** お客様は、取得した 1 ライセンス毎に、本サーバー ソフトウェアの 1 コピーを、1 台のサーバー上にインストールして使用することができます。お客様は、本サーバー ソフトウェアの各コンポーネント部分を分離して、複数のサーバー上で使用することはできません。

**2. Windows NT Workstation または Windows 2000 Professional へのインストール** 本サーバー ソフトウェアを Windows NT Workstation (Windows NT 4.0 サービスパック 6a 以上をインストール済のもの)、Windows 2000 Professional または Windows XP Professional が作動しているデバイスにインストールする場合、お客様は、最高 10 台のデバイスから同時に本サーバーソフトウェアに接続し、そのサービスを利用することができます。デバイスが本サーバー ソフトウェアに「訪問」するとき、それは本サーバー ソフトウェアを呼び出して利用しているとみなされます。「訪問」とは、デバイスから本サーバー ソフトウェアになされる 1 つまたは複数のリクエストを意味します。このようなデバイスから、5 分を超えて本サーバー ソフトウェアへの追加のリクエストがない場合、訪問は終了します。直接本サーバー ソフトウェアのサービス呼び出しあるいはこれを利用することのできる接続数を減じるソフトウェアあるいはハードウェアを利用する場合であっても、間接的な接続を含む接続数が上記の 10 台という制限を超えてはならないものとします。

**3. Microsoft Windows Server 製品へのインストール** お客様が本サーバー ソフトウェアを Microsoft Windows NT Server (Windows NT 4.0 サービスパック 6a 以上もインストール済の場合)、Windows 2000 Server、Windows 2000 Advanced Server または Windows 2000 Datacenter Server (以下あわせて「Microsoft サーバー製品」といいます)が作動している本サーバーにインストールするときは、本サーバーソフトウェアを本サーバー上の Microsoft サーバー製品と同

じ「モード」で使用しなければなりません。Microsoft サーバー製品が「Per Seat モード (接続クライアント数モード)」で使用されている場合、お客様は本サーバー ソフトウェアのサービスにアクセスしたり、利用したりしているデバイスそれぞれにつき、クライアント アクセス ライセンスを取得しなければなりません。「Per Server モード (同時使用ユーザー数モード)」で使用されている場合は、同時に本サーバー ソフトウェアのサービスにアクセスしたり、利用したりしているデバイスの最大数は、お客様が取得し、本サーバー ソフトウェアが作動しているデバイスに対して専用に割り当てたクライアント アクセス ライセンス数と同数となります。クライアント アクセス ライセンスの割当を受けたデバイスは、Per Server Mode で稼動している本サーバー ソフトウェアにもアクセスすることができますが、追加アクセスはかかるデバイスのライセンス上の最大接続数を超えないことが条件となります。お客様がすでに Microsoft サーバー製品の基本機能にアクセスするためにクライアント アクセス ライセンスを取得済である場合、かかるクライアント アクセス ライセンスによって、お客様は本サーバー ソフトウェアにアクセスし、利用することができます。

**4. NFS 設定サーバー** お客様は、ユーザー認証を有効にして本サーバー ソフトウェアのサービスにアクセスするために、本サーバー ソフトウェアの「NFS 設定サーバー」の部分を、お客様が正規のライセンスをお持ちのマイクロソフト サーバー製品が作動しており、プライマリまたはバックアップ ドメインコントローラとして機能しているデバイスにインストールして使用することができます。

**5. Server for NIS** お客様は Windows 2000 ベースのドメインコントローラ コンピュータを、マスター NIS サーバーあるいは Server for NIS を実行している別の Windows 2000 サーバーの従属 NIS サーバーとして使用する目的に限って、本サーバー ソフトウェアの「Server for NIS」の部分を、お客様が正規のライセンスを取得した Windows 2000 Server または Windows 2000 Advanced Server が作動しており、ドメインコントローラとして機能しているデバイスにインストールして使用することができます。

**6. パスワード同期** お客様は、UNIX オペレーティング システムとマイクロソフト サーバー製品のパスワード同期サービスとの互換性を確立するために、お客様が正規のライセンスを取得した UNIX オペレーティング システム ソフトウェアが作動しているデバイスに、本ソフトウェアの「パスワード同期」の部分 (以下「パスワード同期コンポーネント」といいます) をインストールして使用することができます。お客様は、パスワード同期コンポーネントのソースコードを改変して、それを UNIX オペレーティング システムのいずれのバージョンにも移植することができます。またお客様は、以下の規定に従うことを条件として、Windows NT Server が作動しているデバイスからパスワードの更新を受け取るために、改変された UNIX 同期サービス (以下、「再頒布可能物」といいます) をソースコードまたはオブジェクト コードで使用、複製して頒布することもできます。(それらの権利を第三者に再許諾することができ、第三者がさらに再許諾することもできます。)

- (i) Microsoft の明示的な書面による許可がない限り、お客様は、お客様の再頒布可能物の広告、売り込みまたは宣伝のために Microsoft の名称、ロゴまたは商標を使用しないこと
- (ii) お客様は、お客様の再頒布可能物に有効な著作権表示をすること
- (iii) お客様はお客様の再頒布可能物の使用または頒布の結果から生じる紛争、または訴訟について、Microsoft を

免責、保護、補償するものとします (弁護士費用についての免責、保護、補償も含まれます)

**7. コンポーネント製品** 本ソフトウェアには、Microsoft が第三者からライセンスを受けたコンポーネント (以下それぞれ「コンポーネント製品」といいます) が含まれます。各コンポーネント製品は、固有の使用許諾契約書または著作権表示 (それぞれ、「コンポーネント契約書」といいます) を持つことがあります。コンポーネント契約書は、ソフトウェア媒体の ¥PUBS¥CPYRIGHT.TXT および ¥PUBS¥GPL.TXT にあります。本条あるいはお客様の本契約とコンポーネント契約書の条件が一致しない場合は、コンポーネント製品に限ってはコンポーネント契約書が適用されるものとします。

## Microsoft 開発ツール製品

Project 2000 テンプレートについては、「Microsoft アプリケーション製品」の章をご覧ください。MapPoint 2002 Runtime Version および TechNet Plus (シングル ユーザー ライセンス) については、この章の II および III をご覧ください。

### I. この条項 (第 1 条) は、以下の製品に適用されます。

1. BizTalk Server 2002 Developer Edition
2. Commerce Server 2002 Developer Edition
3. Microsoft Office XP Developer (以下「MOD」といいます)
4. Microsoft Developer Network サブスクリプション (以下「MSDN」といいます)
5. SQL Server 2000 Developer Edition
6. Visual FoxPro 7.0 および 8.0
7. Visual SourceSafe 6.0
8. Visual Studio .NET 2002 および 2003 (Enterprise Architect、Enterprise Developer、および Professional)

別段の規定がない限り、上記の製品に対して、下記の使用権と使用条件が適用されます。

### A. ライセンスの許諾

**1. インストールおよび使用** 取得された 1 ライセンス毎に、お客様は、お客様の組織内で、お客様のソフトウェア製品の設計、開発、テストおよびデモンストレーションを行うために、本ソフトウェアのコピーを作成して使用する属人的かつ非独占的な権利を持つ 1 名の方 (以下、「指定ユーザー」といいます) を指定しなければなりません。指定ユーザーのみが本ソフトウェアを使用することを条件として、本ソフトウェアのコピーを、数に限りのないコンピュータにインストールすることができます。指定ユーザー全てに対して正規ライセンスを取得済みであることを条件として、複数の指定ユーザーの使用のために本ソフトウェアをネットワーク サーバー上にインストールすることができます。

**2. ドキュメンテーション** お客様は、以下の条項に従うことを条件として、組織内で使用するためにのみドキュメントを数に限りなく複製して使用することができます。

- i) かかるエンドユーザーは、お客様の組織内ネットワークに通常アクセスを許諾される方であること。

- ii) かかるコピーは、内部的な目的のみで使用する場合、お客様の組織外へ(ハードコピー、電子的フォームのいずれでも)再発行あるいは頒布されないこと。

### **3. Microsoft サーバー ソフトウェア**

**a. 総則** 本ソフトウェアには、Microsoft サーバー製品が含まれていることがあります。Microsoft 開発ツールと共に入手された本ソフトウェアの一部として提供される Microsoft サーバー製品(以下「本サーバー製品」といいます)は、本サーバー製品と関連して稼動する、お客様が作成したソフトウェア製品の、設計、開発、テストおよびデモンストレーションを行うためにのみ提供されるものであり、実際の運用環境で使用することはできません。本サーバー製品には、製品に添付されているエンドユーザー向けの使用許諾契約書でなく、本書で既定された使用条件が適用されます。

本サーバー製品には、お客様のサーバーにサービスや機能を追加する「サーバー ソフトウェア」(以下「本サーバー ソフトウェア」といいます。本サーバー ソフトウェアを実行することができるコンピュータを「本サーバー」といいます。)が含まれます。また、電子デバイス(以下「デバイス」といいます)から本サーバー ソフトウェアにアクセスし、利用できるようにする「クライアント ソフトウェア」(以下「本デバイス ソフトウェア」といいます)が含まれることもあります。

#### **b. インストールおよびライセンスの許諾**

##### **i. サーバー ソフトウェア**

本サーバー製品と共に稼動するお客様のソフトウェア製品(以下「ライセンシー サーバー アプリケーション」といいます)の設計、開発、テストおよびデモンストレーションを行う目的のみで、

**A. Microsoft** はお客様に対し、本サーバー製品のサーバー ソフトウェアを数に限りがないサーバー上で作成、利用したり、インストールするための限定的、非独占的かつ無償のライセンスを許諾します。ただし、1 コピーの本サーバー ソフトウェアの各部分は同じサーバー上にインストールして使用しなければなりません。

**B. ライセンシー サーバー アプリケーション**のテストを行う目的でアクセスする場合に限り、指定ユーザーの他、数に限りがないユーザーが、本ソフトウェアの追加ライセンスを取得することなく本サーバー ソフトウェアにアクセスして使用することができます。

**ii. デバイス ソフトウェア** 別段の規定のない限り、本デバイス ソフトウェアが本サーバー製品に含まれる場合、Microsoft はお客様に、他のユーザーが使用するために、本デバイスソフトウェアを数に限りがないデバイス上で作成、利用したり、インストールするための限定的、非独占的かつ無償のライセンスを許諾します。ただし、お客様のアプリケーションを設計、開発およびテストする目的で使用する場合に限られます。

**c. 個別の本サーバー ソフトウェアに関する追加の権利と制限** 本ソフトウェアには、下記の追加の権利と制限が適用される本サーバー製品が含まれることがあります。

##### **i. すべての本サーバー製品**

**A. 本契約**において、「テスト」には、プロダクションでの使用以前に本サーバー上へコンテンツをローディングする等プロダクション環境でのステージングは含まれないものとします。

**B. 本サーバー製品**の使用は、本書中の本条で規定される開発目的に限られ、ライセンシーのサーバー アプリケーションを運用や実際の稼動環境に導入する場合は、他の Microsoft や第三者のソフトウェア製品を使用したりアクセスしたりするためのライセンスが必要になる場合があります。

#### **ii. Windows NT Server、Windows 2000 Server および Windows .NET Server**

本サーバー ソフトウェアは、いかなるときにおいても同時に本サーバーで 4 プロセッサを越えて使用することはできません。お客様は、Windows 2000 Server または Windows .NET Server のターミナル サービス コンポーネントを使用してお客様のアプリケーションにアクセスするために、同時に 200 までの匿名の接続を許諾することができます。ただしその場合、(a) 使用目的が、インターネットを介してお客様のソフトウェア アプリケーションを評価目的のデモンストレーションを行うことに限られること、(b) 業務上のデータの利用を行わないこと、が条件となります。

#### **iii. Windows.NET Server**

##### **A. ポリウムライセンスにおけるプロダクトキー認証**

本サーバー ソフトウェアには、不正使用の防止を目的とした認証手続きがあります。Microsoft ではこの手続きを通じ、お客様が本サーバー ソフトウェアについて正規のポリウムライセンス プロダクトキーが提供されていることを確認します。お客様が本サーバー ソフトウェアについて正規のポリウムライセンス プロダクトキーをお使いでない場合、本サーバー ソフトウェア及びそのアップデート版をインストールすることは許諾されません。この手続き中に Microsoft がお客様のサーバーから個人を特定できる情報を取得することはありません。

##### **B. その他のライセンス**

お客様が、本サーバー上にインストールされているソフトウェア アプリケーションまたは本サーバーを通じてアクセスしたソフトウェア アプリケーションを使用する場合、もしくはアプリケーション共有機能を提供するソフトウェア アプリケーションを使用する場合、追加のライセンスが必要となる場合があります。**該当するソフトウェアに付属の使用許諾契約書をご確認ください。**

##### **C. コンポーネント データの保存**

本サーバー ソフトウェアには、MSDE データ保存技術を用いたコンポーネントが含まれます。本サーバー ソフトウェア コンポーネントに含まれる、もしくは本サーバー ソフトウェア コンポーネントによりインストールされた MSDE のコピーおよびインスタンス全ては、本サーバー ソフトウェア コンポーネントによってのみ使用することができます。本サーバー ソフトウェアに含まれるこれら MSDE のコピーもしくはインスタンスは、上記以外の目的で使用することができません。すなわち、本サーバー ソフトウェア バージョンの MSDE は、開発目的で使用することができません。更に、本サーバー ソフトウェアの初回インストール時に無効とされた MSDE ネットワーク ライブラリ ファイルを、有効にすることはできません。

##### **D. 自動的なインターネット ベースのサービス**

本サーバー ソフトウェアが提供する以下の機能は、お客様へ別途通知することなく、インターネットを介して Microsoft のコンピュータ システムへ自動的に接続するよう初期設定されています。お客様は、以下の機能の動作に同意するものとしますが、お客様がこれらの機能を解除するか、もしくは使用しない場合は、この限りではありません。Microsoft が、**本機能を通じてお客様から個人を特定できるような情報を取得することはありません。**本機能に関する詳細情報については、本サーバー ソフトウェア付属の文書、もしくは Microsoft オンラインサポート サイトをご覧ください。

**・ Windows アップデート機能** 本サーバーソフトウェアの初期設定では、お客様のサーバーにデバイスを接続した際に、適切なデバイス ドライバがお客様のサーバー上に

存在しない場合、お客様のサーバー上の Windows アップデート機能(デバイス マネージャおよび Plug & Play CDM モジュールを含む)は、インターネットを通じて自動的に Microsoft コンピュータ システムで適切なデバイス ドライバの検索を試みます。自動的に検索作業が行われることにより、お客様はより快適に新しいハードウェアをプラグ アンド プレイによりインストールすることができます。お客様は、Windows アップデートのドライバ自動検索機能を解除することができます。

・ **Web コンテンツ機能** 本サーバー ソフトウェアの初期設定では、お客様がインターネットに接続している場合、本サーバーソフトウェアで Microsoft コンピュータ システムよりコンテンツを取得し、表示するための複数の機能が有効になっています。この機能を起動した場合、標準インターネットプロトコルを用いてお客様のサーバー上のオペレーティングシステム、ブラウザおよび言語コードの種類が Microsoft コンピュータ システムへ送信され、これによりお客様のサーバー上でコンテンツを正しく閲覧することができます。これらの機能は、起動しない限り作動せず、お客様は機能を解除する、もしくは使用しないことを選択することができます。これらの機能の例としては、ヘルプとサポートセンターの Windows カタログ、サーチ アシスタントおよびヘッドラインと検索機能等が含まれます。

・ **電子認証** X.509 標準に基づく認証は、本サーバー ソフトウェアの重要なセキュリティ上の機能です。X.509 の特定の機能(例 . 認証取消確認、認証パスの構築)は、インターネットを通じて、Microsoft 及び電子認証当局が所有するコンピュータ システムに接続し、特定のインターネット上の操作中(例 . SSL または IPsec により保護された通信、S/MIME により保護されたメール、スマートカード認証)にお客様が第三者より受領する電子認証の有効性について確認します。お客様が認証により保護されているコンテンツへのアクセスを試みた場合、本サーバー ソフトウェアは X.509 標準に従い、自動的にユーザー証明書及び認証取消リストを取得します。更に、本サーバー ソフトウェアの自動ルート更新機能は、信頼できる認証当局のリストを随時更新します。Auto Root Update は任意の機能であり、お客様はこの機能を望まない場合それをアンインストールすることができます。X.509 標準に基づくその他のセキュリティ管理機能は、サーバーのインターネット アクセスを遮断することによって、操作されないようにすることができます。

・ **Windows Media Digital Rights Management** コンテンツ プロバイダーは、コンテンツの著作権を含め無体財産権が不正使用されないように、本サーバー ソフトウェアに含まれている Windows Media Digital Rights Management 技術(以下「WM-DRM」といいます)を使用して、コンテンツ(以下「保護コンテンツ」といいます)の統合性を保護しています。本サーバーソフトウェアの一部および、第三者のメディア プレイヤー等のアプリケーション(以下「WM-DRM ソフトウェア」といいます)では、保護コンテンツを再生するために WM-DRM を利用しています。WM-DRM ソフトウェアのセキュリティに危険が生じた場合、保護コンテンツの所有者が Microsoft に対して、WM-DRM ソフトウェアで保護コンテンツの複製、表示または再生機能を無効にするよう要請することがあります。無効にされた場合も、WM-DRM ソフトウェアが保護されていないコンテンツを再生する機能には変わりはありません。お客様がインターネットから保護コンテンツのライセンスをダウンロードする度に、無効にされた WM-DRM ソフトウェアのリストがお客様のコンピュータへ送信されます。Microsoft は、保護コンテンツの所有者に代わって、そのようなライセンスと共に無効リストをお客様のコンピュータにダウンロードすることがあります。

保護コンテンツの所有者は、彼らのコンテンツにアクセスする前に本サーバー ソフトウェアの WM-DRM コンポーネントの一部アップグレード(以下「WM-DRM アップグレード」といいます)を行うように要請することがあります。お客様がそのようなコンテンツを再生しようとする、Microsoft の WM-DRM ソフトウェアが WM-DRM アップグレードが必要であると通知し、WM-DRM アップグレードのダウンロード前にお客様の同意を求めてきます。第三者の WM-DRM ソフトウェアでも、同様の通知が行われることがあります。アップグレードを行わない場合、お客様は保護されていないコンテンツおよび WM-DRM アップグレードを必要としない保護コンテンツにアクセスすることは可能です。新規ライセンスの取得及び/もしくは必要とされる WM-DRM アップグレードの実行等を目的としてインターネットに接続する WM-DRM 機能は、解除することができます。WM-DRM 機能が解除されている場合、お客様がご自分のコンピュータ上に既に保存されている保護コンテンツについて正規のライセンスを取得している限り、かかる保護コンテンツを再生することは可能です。

・ **Windows Media Player** Windows Media Player の機能には、お客様が Windows Media Player もしくはその特定の機能を利用した場合、Microsoft のコンピュータシステムに自動的に接続する機能が含まれています。上記 Windows Media Player の特定の機能とは、(A)お客様が再生しようとするコンテンツについて、お客様のサーバー上に適切なコーデックがない場合、最新版を確認し(この機能は解除することができます)、(B)Windows Media Player の最新バージョンを確認(この機能は、お客様が Windows Media Player を使用している場合のみ作動します)する機能を意味します。

・ **Windows Media Player 用 MPEG-4 Visual Decoder に関する注意** 以下の場合に直接関連する場合を除き、MPEG-4 映像標準に準拠して本製品を使用することは、全て禁止されています。(A) (i) 事業活動に従事しない消費者より作成され、無償で取得されたデータまたは情報を、(ii) 個人使用の目的のみで使用する場合、及び (B) MPEG LA, L.L.C. により別途特定のライセンス許諾を受けたその他の使用による場合、Microsoft は MPEG LA, L.L.C.との契約上、本注意書きを表示することを義務付けられています。

**iv. Application Center 2000** 本製品で「テスト」には、(i)お客様のソフトウェア製品が Application Center 2000 と利用可能であるか確実にするために行うテスト、および(ii)統合ポイント(例としてモニターがあげられます)を開発する権利および使用効果を判断することが含まれるとみなされます。

#### **v. Systems Management Server version 2.0 ('SMS')**

**A.** お客様は、本デバイス ソフトウェアのインストーラ コンポーネント (以下「SMS インストーラ」といいます)を使用してインストール プログラム (以下「セットアップ プログラム」といいます)を作成する目的に限って、お客様の組織内で使用しているデバイスにのみ SMS インストーラをインストールして使用することができます。お客様は、お客様のセットアップ プログラムを設計、開発、テストを行う目的に限って、SAMPLES.TXT ファイルで「サンプルコード」と指定されたソースコードを使用して改変することもできます。

**B.** またお客様は、セットアップ プログラムの作成以外の目的で、お客様の組織内のデバイスにのみ、オブジェクトコード形式の SMS 再頒布可能物 (SMS REDIST.TXT に記載されたもの)をインストールして、サンプルコードを改変したものと共に使用することができます。ただし、以下の条項に従わなければなりません。(i) お客様は、セットアップ プログラムと共に、またはその一部として、SMS 再頒布可能物を複製して使用しなければなりません。(ii) お客様は、SMS 再

頒布可能物を使用するデバイスごとに Microsoft Systems Management Server の正規のクライアント アクセス ライセンスを取得していなければなりません。(iii) お客様のセットアップ プログラムまたはセットアップ プログラムによってインストールされたソフトウェアの使用に関連して生じるクレームまたは訴訟(弁護士費用を含む)について、Microsoft およびその供給者を補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。お客様は、SMS インストーラをインストールもしくは使用するその他権利を持たないものとします。

C.下記の I.B.3 に、お客様の SMS に関する追加の権利が記載されています。

**4. 第三者のソフトウェア プログラム** 一部のコンポーネントには、第三者のソフトウェア プログラムが含まれることがあります。そのようなソフトウェアはお客様の便宜のために提供されたものであり、使用条件はそのソフトウェアに含まれる使用許諾契約書に従わなければなりません。

## B. 再頒布可能コード ライセンスの許諾

I.A で許諾された権利に加えて、本ソフトウェアの一部では、それがお客様のライセンス許諾された本ソフトウェアに含まれる場合、お客様に対して本条 I.B において追加の権利が許諾されます。この追加の権利は、お客様が条項 I.C.(「再頒布の条件およびライセンスの制限」)で既定される再頒布の条件およびライセンスの制限に従うことを条件として与えられるものです。

**1. サンプルコード** Microsoft はお客様に対して、(a) お客様のソフトウェア製品を設計、開発、テストしデモンストレーションを行うためのみに、本ソフトウェアのうち REDIST.TXT ファイルまたはその他で「Samples」と指定された部分の、ソースコードバージョン(以下「本サンプルコード」といいます)を使用して改変すること、および(b)本サンプルコードまたはそれに改変を加えたものをオブジェクトコードで複製して頒布するための、または Visual Studio .NET (すべての Edition)、Visual FoxPro に限っては、オブジェクトコードまたはソースコードで複製して頒布するための、限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。本サンプルコードに適用される再頒布条件については、条項 I.C.1 をご参照ください。

**2. 再頒布可能コード** Microsoft はお客様に対して、本ソフトウェアのうち REDIST.TXT ファイルに記載された部分のオブジェクトコード(以下「再頒布可能コード」といいます)を複製して頒布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。頒布条件については、条項 I.C をご参照ください。

**3. 本サーバー ソフトウェアの Software Development Kit または Developer Edition** 本サーバー製品の一部には、REDIST.TXT ファイル中にファイルリストのあるものがあります。本条において、そのような本サーバー製品において指定されたファイルを「サーバー再頒布可能物」と呼ぶものとし、上記(条項 I.B.2.)で規定された再頒布可能コードと同じライセンスを許諾します。ただし、サーバー再頒布可能物には、Microsoft SQL Server Desktop Engine(「MSDE」)を除き、条項 I.C.1.a に特記された再頒布条件は適用されません。

**4. Microsoft Merge Modules (「MSM」)** Microsoft は、REDIST.TXT で指定された MSM ファイルのコンテンツを本ソフトウェアの添付文書に記載された方法に従って複製して頒

布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。ただし、お客様がかかるコンテンツ全体を一切変更せずに再頒布することを条件とします。その他の MSM ファイルの頒布条件はすべて、I.C.をご参照ください。

## 5. Microsoft Foundation Classes (MFC)、Active Template Libraries (ATL)、C ランタイム (CRTs)

Microsoft は、(a) お客様のソフトウェア製品を設計、開発、およびテストするためにのみ、本ソフトウェアのうちの MFC、ATL 及び CRT と指定された部分(以下総称して「VC 再頒布可能物」といいます)のソースコードバージョンを使用し、改変する限定的、非独占的かつ無償の権利および、(b) お客様がお客様のアプリケーション(下記の条項 I.C.1 で定義)に含まれるお客様が作成したファイルの名前を変更する限りにおいて、VC 再頒布可能物及びその改変したもの(あるいは VC 再頒布可能物に機能強化を加えたもの)をオブジェクトコードで複製、頒布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。本条において「改変」とは、VC 再頒布可能物に対して機能強化を加えることをいいます。その他の VC 再頒布可能物の頒布条件はすべて、条項 I.C をご参照ください。

## C. 再頒布の条件およびライセンスの制限

### 1. 一般条件

- a. お客様が、本サンプルコード、再頒布可能コード、VC 再頒布可能物、サーバー再頒布可能物(以下総称して「再頒布可能物」といいます)のいずれかの再頒布を行う場合、以下の条件に同意するものとします。
  - i. **条項 I.B.1(「サンプルコード」)**に規定された場合を除き、本ソフトウェアを使用してお客様が開発した、本ソフトウェアに重要かつ主要な機能を追加するアプリケーション製品(以下「お客様のアプリケーション」といいます)とともにおよびその一部として、再頒布可能物をオブジェクトコード形式のみで頒布するものとします。
  - ii. 再頒布可能物を、Windows プラットフォーム上でのみ作動させなければなりません。**(注意:この項はサーバー再頒布可能物および MOD には適用されません)**
  - iii. お客様のアプリケーションをお客様の組織外に頒布する場合、またはその他の方法で第三者に対して提供する場合、お客様は、本書およびお客様のライセンス契約と同等以上の使用条件を記載した、エンドユーザー向け使用許諾契約書(開封による同意、クリックによる同意、または署名による同意の形式)を添付して、再頒布可能物を含むお客様のアプリケーションを頒布するものとします。**(注意:この項はサーバー再頒布可能物および MOD には適用されません)**
  - iv. お客様のアプリケーションの販売にあたり、Microsoft の名称、ロゴまたは商標を使用しないものとします。
  - v. お客様のアプリケーション上に、Microsoft のソフトウェアに対する著作権を保護するのに十分なお客様自身の有効な著作権表示を行うものとします。**(注意:この項はサーバー再頒布可能物および MOD には適用されません)**
  - vi. お客様に配布された時にソフトウェアに表示されている著作権、商標、もしくは特許の表示を取り除くこと、または不明瞭にすることはしないものとします。**(注意:この項はサーバー再頒布可能物および MOD には適用されません)**
  - vii. お客様のアプリケーションの使用または頒布に関連して生じるクレーム、または訴訟(弁護士費用を含む)について、Microsoft を補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。

- viii. その他の事項については、本契約書に従うものとします。
- ix. お客様が明示に許諾されていない権利はすべて、Microsoft によって留保されることに同意するものとします。
- x. お客様は、エンドユーザーによる再頒布可能物の再頒布を許可しないものとします。ただし、以下の場合を除きます。お客様は、お客様のアプリケーションの頒布者が、お客様のアプリケーションとともに及びその一部としてのみ再頒布可能物をエンドユーザーに頒布し、かつお客様が本契約のその他の規定に従うことおよび、お客様の頒布者が、本契約においてお客様に課されるその他の制限に服することを条件として、頒布者がエンドユーザーに再頒布可能物を再頒布することを許可できます。

**b. 下記の規定は、BizTalk Server 2002 Developer Edition、Commerce Server 2002 Developer Edition、MSDN、Visual FoxPro (version 8.0)および Visual Studio.NET (全てのバージョン)にのみ適用されます。** お客様が再頒布可能物を使用する場合、かかる再頒布可能物に適用される再頒布条件を遵守することに加えて、以下の規定も追加で適用されます。お客様の再頒布可能物に対するライセンス権は、お客様が以下のことを行わないことを条件として許諾されます。(i) 再頒布可能物の派生物を作成することによって、再頒布可能物の全部または一部に「除外されるライセンス」が適用されるようになること、(ii) 再頒布可能物(またはその派生物)を頒布することによって、再頒布可能物の全部または一部に「除外されるライセンス」が適用されるようになること。

「除外されるライセンス」とは、除外されるライセンスが適用されるソフトウェアの使用、改変、頒布を行うに当たって、かかるソフトウェア自体またはかかるソフトウェアと組み合わせたり頒布したりする別のソフトウェアに、以下の条件が適用されるものをいいます。(1)ソースコードで公表もしくは再頒布されること、(2)派生製品を作成する目的でライセンスされること、または(3)無料で再頒布可能であること。

## 2. 追加の権利と制限

**a. 「Jet」ファイルまたは MSDE** お客様が「Jet ファイル (JetSetup.exe)または MSDE (個別に、または総称して「MS DB ファイル」といいます)を再頒布する場合、下記の追加条件に同意するものとします。

- (a) お客様のアプリケーションは、MS DB ファイルを Microsoft Access の機能と実質的に同じか、Microsoft の見解においてそれと競合すると判断されるものであってはなりません。
- (b) お客様のアプリケーションを動作させるためにお客様のカスタマが Microsoft Access のライセンスを取得することが必要である場合を除いて、お客様は、汎用のワードプロセッサ、表計算、データベース管理ソフトウェア、またはこれらを構成部分として含む統合製品もしくはセット製品と関連した商業的なアプリケーション共に MS DB ファイルのいかなる部分も複製または頒布することができません。ただし、Microsoft Access がサポートする様々なフォーマットでデータを出し入れするためにのみ使用される場合を除きます。**注意:** 限定されたワードプロセッサ、表計算またはデータベース機能の他に、重要かつ主要な価値を持つコンポーネントが含まれる製品(例えば、限定された表計算機能を有する会計ソフトウェアなど)は、本条において「汎用」の製品とはみなされません。

**b. Microsoft Data Access Components** お客様が MDAC\_TYP.EXE という名称の Microsoft Data Access Component ファイルを再頒布する場合は、さらに、かかるファイルをオブジェクトコードで、お客様が Microsoft の開発ツール製品を使用してお客様が開発した、MDAC\_TYP.EXE に対して重要かつ主要な機能を追加した、お客様のアプリケーションの一部としてのみ再頒布することに同意するものとします。

**c. SQL Server 2000 Windows CE Edition** お客様が Microsoft SQL Server 2000 Windows CE Edition を再頒布する場合は、お客様のアプリケーション上で、Microsoft SQL Server 2000 Windows CE Edition 再頒布可能物が Microsoft SQL Server 2000 CE Edition と共に作動しなければならないものとします。**注意:** Microsoft SQL Server 2000 CE Edition をベースとしたお客様のアプリケーションを導入したデバイスには、Microsoft SQL Server のサービスにアクセスし、利用するための正規ライセンスを取得していなければなりません。

## D. 特定の本ソフトウェアに適用されるその他の権利と制限

### 1. 総則

**a. ベンチマーク パフォーマンスおよびベンチマークテスト** お客様は、Microsoft の本サーバー ソフトウェア、本デバイス ソフトウェアまたは .NET Framework のいずれについてのベンチマークテストの結果も、Microsoft の事前の書面による許可なしに第三者に対して開示することはできません。

### 2. Visual Studio .NET 2002

**a. Web Stress Functionality/ACT Tool** 取得された本ソフトウェアのバージョンに含まれている場合、お客様は該当する本製品文書の規定に従って、Application Center Test(「ACT Tool」といいます)と特定される本ソフトウェアのコンポーネントを、デフォルトモード時にウェブサイトにストレステストを実行(遭遇する「robots.txt」ファイルを尊重)するように使用することができるとし、またはストレステスト実行時に遭遇する「robots.txt」ファイルを尊重しないよう ACT Tool を設定することができます。お客様によるノンデフォルトモードにおける ACT Tool の使用は、完全にお客様の責任、および単独のリスクによるものです。お客様は、第三者の財産とともに ACT Tool を使用する場合は、かかる第三者と協議し、または当該財産の使用を管理する契約を確認し、その使用が許可されているか確認しなければなりません。

**b. Crystal Reports for Microsoft Visual Studio .NET** Microsoft は、Crystal Reports for Microsoft Visual Studio .NET に関してお客様にいかなる権利も許諾するものではありません。お客様による Crystal Reports for Microsoft Visual Studio .NET の使用は、この製品に関する Crystal Decisions の使用許諾契約書の条項にお客様が同意することに基づくものです。(Crystal Decisions の使用許諾契約書のコピーは、下記のフォルダにあります。¥Program Files¥Microsoft Visual Studio .NET¥Crystal Reports¥license.txt)

## E. Microsoft Developer Network サブスクリプション(「MSDN」)

お客様が購入されたサブスクリプション モデルによって異なりますが、MSDN は製品添付文書、サンプル アプリケーショ

ン、書籍および定期刊行物、ツールおよびユーティリティ、その他の技術情報、オペレーティング システム、開発ツールキット、サーバー製品および開発ツール製品から構成されます(それぞれ、MSDN の「コンポーネント」といいます)。(例えば、Windows XP Professional、Microsoft SQL Server および Platform Software Development Kit は MSDN のコンポーネントとして MSDN で提供されます。)MSDN には、ライブラリ、デスクトップ オペレーティング システム、サーバー製品、デスクトップ アプリケーション製品、開発ツール製品といったコンポーネント群が含まれます。以下に記載するように、特定のライセンス条件は一定のコンポーネント群だけに適用されることがあります。

### **1.追加のライセンス権**

**第 1 条 A 項(共通の条件)I.D.(特定のソフトウェアに適用されるその他の権利と制限)で規定した権利に加えて、以下の権利が許諾されます。**

#### **a. デスクトップ アプリケーション製品**

i. **本デスクトップ アプリケーション製品を含む MSDN ライセンスにつき、お客様が取得した1ライセンス毎に、指定ユーザーは、それぞれ Microsoft Office の追加コピー1部を作成し、業務目的で特定の 1 台のコンピュータにインストールして使用することができます。ただし、この業務目的がお客様のソフトウェア製品の設計、開発、テストおよび実行に関係する場合に限り、**「本デスクトップ アプリケーション製品」には、Microsoft Project、Microsoft Office、Microsoft Visio、Microsoft FrontPage が含まれますが、Microsoft によってそれ以外のデスクトップ アプリケーション製品が随時指定されることがあります。

ii. さらに、Microsoft Office コンポーネントに限って、デスクトップ アプリケーション製品を含む MSDN サブスクリプションに関連した MSDN の 1 ライセンス毎に、指定ユーザーは Microsoft Office の追加コピー1部を 1 台のコンピュータ上に作成し、一般的な業務上の使用を目的として使用することができます。ただし、この場合、その方はかかる Microsoft Office のコピーを使用する唯一の人物であることを条件とします。

iii. 上記の (i) および (ii) に記載されたお客様の権利および、いずれかのデスクトップ アプリケーション製品を使用する権利(上記 I.E.1.で規定)は、本書の Microsoft アプリケーション製品の項目の中の、その他の権利と制限を遵守することを条件として与えられるものです。

**b. デスクトップ オペレーティング システム** お客様によるデスクトップ オペレーティング システムの使用(上記 I.E.1.で規定)にはさらに、Microsoft システム製品の項目中のその他の権利と制限が適用されます。ただし、この場合の使用は、デスクトップ オペレーティング システムが最初にインストールされたデバイスに限定されることはありません。

**c. サーバー ソフトウェア** MSDN のコンポーネントとして提供されるサーバー ソフトウェアおよびデバイス ソフトウェアについては、条項 I.A.3、I.B.1 から I.B.3、I.C.および I.D.1.a のそれぞれ該当する部分をご参照ください。

**d. 開発ツール製品** MSDN のコンポーネントとして提供される開発ツール製品については、条項 I.A から I.D までをご参照ください。

**e. コンポーネントの使用許諾契約書** MSDN の一部としてお客様が受領するコンポーネントには、別途使用許諾契約書(以下それぞれ「コンポーネント EULA」といいます)が添付されていることがあります。本書とコンポーネント EULA の内容が一致せず、本書によっても優先される条件が判明しない場合(システム ソフトウェア、サーバー ソフトウェア、開発ツール製品等)は、コンポーネント EULA が適用されます。

## **F. MSDN 以外でライセンスされた MOD に関する追加の権利と制限**

**一般条項** 上記 I.A.1 で規定された権利に加えて、お客様は、本ソフトウェアのコピー1部を特定の 1 台のコンピュータ、ワークステーション、ターミナル、またはその他の電子デバイスもしくはアナログデバイス(以下総称して「デバイス」といいます)にインストールして、設計、開発、およびテストではない一般的な目的に使用することができます。条項(I.F.)で規定された本ソフトウェアの使用にはさらに、本書の Microsoft アプリケーション製品の項目中のその他の権利と制限も適用されます。

## **II. MapPoint 2002 Runtime Version**

### **A. インストールおよび使用**

お客様が取得した各ライセンスについて、お客様は、本ソフトウェアを伴ったお客様のソフトウェア アプリケーション(以下「お客様のアプリケーション」といいます)を設計、開発およびテストするために、お客様の事業所内の 1 台のコンピュータ、ワークステーション、ターミナルまたはその他のデジタル電子デバイス(以下「本コンピュータ」といいます)上に本ソフトウェアのコピー1部をインストールして使用することができます。お客様は、第三者がお客様の本コンピュータから本ソフトウェアのコピーにアクセスして使用することを許可することはできません。

### **B. 統合**

お客様は、本ソフトウェアをお客様のアプリケーションに統合することができます。お客様は、ランタイム形式(オンラインヘルプで規定されます)でのみ本ソフトウェアを複製して頒布することができます。但し、お客様は、下記の再頒布の条件に従うものとします。

### **C. 再頒布の条件**

お客様が取得した本ソフトウェアの各ライセンスについて、お客様は、上記に規定されるようお客様のアプリケーションに統合された本ソフトウェアのコピー1部を複製して頒布することができます。但し、お客様は、下記の条件に従うものとします。

- お客様は、本アプリケーションとともにおよびその一部として、本ソフトウェアを頒布するものとします。
- お客様のアプリケーションは、本ソフトウェアに重要かつ主要な機能を加えたものでなければなりません。
- お客様は、本書に記載されたものと同様以上の条件を記載したエンドユーザー向け使用許諾契約書(開封による同意、クリックによる同意、または署名による同意の形式でなければなりません)を添付して、本ソフトウェアを含んだお客様のアプリケーションを再頒布するものとします。

- d. お客様は、エンドユーザーであるお客様のカスタマによる本ソフトウェアの再頒布を認めないものとします。
- e. お客様は、お客様のアプリケーションの販売にあたり、Microsoft の名称、ロゴまたは商標を使用しないものとします。
- f. お客様のアプリケーション上に、お客様の名前での有効な著作権表示を行うものとします。
- g. お客様のアプリケーションの使用または頒布に関連して生じるクレーム、または訴訟（弁護士費用を含みます）について、Microsoft を補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。

さらに、お客様は、マップおよびその他のコンテンツの使用許諾に関する下記の規定を遵守するものとします（お客様のアプリケーション、お客様のアプリケーションのエンドユーザーも同様です）。本ソフトウェアのその他全ての使用または再頒布に適用されるライセンスの条件については、Microsoft にご連絡下さい。

## D. マップおよびその他のコンテンツの使用許諾

お客様は、お客様のアプリケーションのエンドユーザーに対し、本ソフトウェアの使用によって作成したマップまたはマッピングコンテンツ（points of interest を除きます）のコピーを 1,000 部まで印刷する権利を許諾することができます。但し、エンドユーザーは、マップを (a) その時の必要に応じて使うものとし、(b) かかる複製されたコンテンツを販売または再許諾することはできません。さらに、お客様は、お客様のアプリケーションのエンドユーザーに対し、(i) 本ソフトウェアの使用によって作成したマップまたはマッピングコンテンツ（points of interest を除きます）を 1,000 部までオンライン上に掲示する権利を許諾することができます。但し、エンドユーザーは、かかるコンテンツを販売または再許諾することはできません。また、(ii) 一度に 250 種の points of interest を印刷したり、エンドユーザーの携帯電話、PDA、PC アプリケーションに保存し、内部的な目的でのみ使用することを許諾することができます。複製されたコンテンツのお客様のエンドユーザーによる使用は、上記 c. で言及された使用許諾契約書に従うものとし、かかる使用許諾契約書には、本条項で規定された制限を含めなければなりません。エンドユーザーは、コンテンツに含まれる法的な表示（著作権表示を含みますがこれに限られません）を保持し、削除または変更しないことに同意されるものとします。

## III. TechNet Plus

### A. シングル ユーザー ライセンスの使用権

取得された1ライセンス毎に、お客様は、本ソフトウェアのコピーをインストールして使用する属人的かつ非独占的な権利を持つ1名の方（以下「指定ユーザー」といいます）をお客様の組織内より指定しなければなりません。指定ユーザーのみが本ソフトウェアを使用することを条件として、指定ユーザーは本ソフトウェアのコピーを、数に限りのないコンピュータにインストールすることができます。

### B. その他の権利と制限

#### 1. オンライン サービス

オンライン サービスの提供のある地域においては、取得した1ライセンス毎に、1つのアクセス ポイントから、購読者専用のオンライン サービス web サイト(Online Concierge Chat Support および Managed Newsgroup Support を含む)に登録し、アクセスすることができます。

**2. コピー** 本製品には、技術文書、ホワイトペーパー、印刷物等の資料（以下「本ドキュメント」といいます）が含まれることがあります。お客様は、内部目的または、お客様の顧客に対してソフトウェアもしくはハードウェアのサポートの一環として提供する場合に限って、本製品に付随する本ドキュメントのコピーを何部でも作成することができます。ただし、(1) (a) 営利目的で本ドキュメントの配布を行ってはならず、(b) 本ドキュメントを改変してはならず、(c) 全ての著作権表示を含んでいなければならない、また(2) 下記の例外を除いて、お客様のライセンス先やエンドユーザーに対して再配布を許諾してはなりません。

**3. プレリリース ソフトウェア** TechNet Plusライセンスを取得することによって、お客様はプレリリース ソフトウェアを受領することができます。かかるプレリリース ソフトウェアを利用するためには、お客様は、お客様が受領するベータ ソフトウェアに関するお客様の権利と義務を記載した、各ベータ ソフトウェアに添付された条項に従うことに同意するものとします。

**4. 再頒布可能コンポーネント** 本製品には、DLLファイルのほかに、以下のソフトウェア コンポーネントの一部または全てが含まれますが、これらに限定されません。：ドライバ、ユーティリティ、ツール、パッチ（以下総称して「本ファイル」といいます。）。本ファイルおよびDLLファイルの使用にはコンポーネント契約書が適用されません。Microsoftはお客様に対して、以下の項目に従うことを条件として、本ファイルまたはDLLファイルに関して、本ファイルを複製して頒布する非独占的かつ無償の権利を許諾します。

- f. 本ファイルを、ソフトウェアまたはハードウェアのサポートの一部として、内部使用を目的として、あるいはお客様の顧客に対して配布することができますが、(i) 営利目的で本ファイルの配布を行ってはならず、(ii) 本ファイルはMicrosoftの正規ライセンスを取得した製品とともに使用しなければならない、(iii) 本ファイルを改変してはならず、(iv) 本ファイルの著作権表示をすべて保持し、(v) お客様のライセンス先やエンドユーザーに対して再頒布を許諾してはなりません。
- g. お客様のソフトウェア製品と共に、その一部として、DLLファイルを配布しなければなりません。
- h. お客様は、お客様のソフトウェア製品またはサービスの販売に際し、Microsoftの名称、ロゴまたは商標を使用することはできません。
- i. 本ファイルまたはDLLファイルの使用、もしくは本ファイルまたはDLLファイルを含むお客様のソフトウェア製品の使用または配布に関連して生じるクレームまたは訴訟（弁護士費用を含む）について、Microsoftおよびその供給者を補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。
- j. その他の事項については、お客様のライセンス契約に従うものとします。